

6月18日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。

（午前8時59分開議）

○議長（玉利道満君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第1、一般質問を続けます。

まず、25番、萩原哲郎議員の発言を許します。

○25番（萩原哲郎君） 登壇

皆さん、おはようございます。朝早くから傍聴席に足をお運びくださった皆様に心からお礼を申し上げます。鹿児島市も、きのうも32.4度と温度が上がり、あちらこちらで熱中症で倒れる方がたくさん出ていらっしゃいます。皆様も熱中症にかからないように、水分補給は確実に行ってください。

また、昨夜、言えば自分のことなんですけど、加治木の運動公園でソフトボールのナイターの試合を8時から9時20分まで行ってまいりました。私たちのチームは、まあまあの高齢者が多くてなかなか人集めが大変なんですけど、夕べも鹿児島の県議会と重なった関係で、4名ほどが欠席ちゅう形で、ぎりぎりの9名で行ってまいりました。

また、特にきのうは、キャッチャーもいなく、久々のキャッチャーを行ったら、やはりウインドミルちゅうのは球が速く、ものすごく取るのにナイターは特に大変です。私もあちこちが体もきついんですけど、一生懸命一般質問に頑張っただけでまいりたいと思います。

ただいまから一般質問に移らせていただきます。

質問事項1、鹿児島中央駅から鹿児島空港への交通手段について。

一昨年、九州新幹線が全線開通し、鹿児島市への観光客も大いに伸びて喜ばしい限りですが、一方、空港を利用される観光客も多く、鹿児島空港から鹿児島市内及び各地への交通手段について考えると、必ずしも万全とは言えない。

現状は、九州自動車及び国道10号線を利用したバス利用等が主であるが、交通事故、気象による閉鎖などで、度々渋滞などを引き起こしているのが実態である。安全で正確なJRにより空港と鹿児島中央駅を鉄道で結べば、観光客及び地元の人々の利便性ははかり知れないと思う。これからの鹿児島の発展のためにも大きく貢献できる。

また、中間点として、始良市の発展、地域活性化にも大きな役割を果たすと思う。

（1）安全で正確な運行ができるJRで、中央駅と空港を結ぶ構想について、市長に考えを伺う。

（2）JR九州・鹿児島県の市長会等で協議する考えはないか、お伺いいたします。

質問事項の2番目、市内・蓮池団地横の狩川河川について。

平成5年の、いわゆる8・6災害で床上浸水に見舞われた蓮池団地も、あれから20年目の節目を迎えます。間もなく始まる梅雨時の集中豪雨により、宅地や農地の浸水被害が懸念されるところであります。

（1）市内各地域の、梅雨期の河川氾濫に対する災害対策・防災点検は完了しているのか。

（2）市内の河川敷や堤防の雑草、中州の堆積土砂の除去は万全か。

(3) 蓮池団地の前の河川は、中州に堆積土砂が積もり、雑草が生い茂り、ガードレールもなく安全対策が確保されていないが、河川が氾濫しても大丈夫なのか。

3番目、水防・避難訓練について。

(1) 8・6災害の豪雨の教訓を踏まえ、消防士、消防団員が、ビニールシートや土のう、竹、木材などを使った堤防の崩壊を防ぐ水防工法の手順に従った訓練を行っているのか。

(2) 雨量200mmを超える見込みでの、始良地区、特に白浜地区の周辺住民を迅速に避難、被災状況の迅速な伝達、避難誘導の手順に従った訓練を行っているのか。

また、高齢者、障がい者についても示せ。

4、始良市の競技場・公園について。

(1) 始良総合運動公園は、多目的に、土曜・日曜・祭日は、多くの方々が利用されている。しかし、大イベントの開催時は、帰りの際、出口が混雑し、利用者が毎回不愉快な思いをされている。

行政は、大イベントの際、混雑を少しでも緩和するために、高速側のゲートを開放しているとのことであるが、以前から出口に右折車線（4～5台）を設けるように要望していたが、どうなっているのか。

(2) 今年度、屋内練習場が設置され、野球場の裏側が暗くなり、安全性が損なわれるおそれがあると思うが、防犯灯を設置する考えはないか。

(3) 始良総合運動公園は、小学生から大学・鹿児島FC・ヴォルカ鹿児島など、鹿児島を代表する多くのチームがグラウンドを使用している。野球は立派な球場があり、今回、屋内練習所も設置され、満足度が高まってきて、今後利用もふえると思う。

陸上競技場のトラックやフィールド内の施設については、十分ではないと思っている。今の芝では、子どもたちが足をひっかけ、けがをすると、県のサッカー協会の理事長さんから要望もいただいています。

①陸上競技場のフィールド内の芝生やトラックのアンツーカーの張りかえが必要と思うが、考えを示せ。

②市内には宿泊施設が少なく、総合運動公園内に合宿施設が必要と考える。合宿所・コテージの設置計画はないか、示せ。

(4) 始良市は、県の中央に位置し、どの角度から見ても優位な場所にあるが、スポーツ関係の施設の広さが、他市町村に比べると非常に狭い。

例えば、グラウンドゴルフは、高齢者にとっては、健康づくり、仲間との触れ合いの場づくりに最適なスポーツであり、サッカー・ソフトボールは、ほとんどの小学校でスポーツ少年団が結成され、日々心身を鍛え、技を磨き、礼儀作法の習得に努めている。その意味で、大イベントなど、一つの会場で開催できる広い競技場を求める声が多い。

志布志市では、春休みを利用して、9日間、全国のクラブチームが、シーズンFC——これは滋賀県にあります。の指導法に賛同する大会を開き、23クラブ（630人）が参加した。宿泊等で地元経済が潤っている。

①地元開催で、地元経済が潤っているスポーツ大会があれば、示せ。

②行政主催で、スポーツのレベル向上、指導方法を高める大会を実施する考えはないか、お伺いします。

③大イベントなど、一つの会場で開催できる広い競技場を求める声が多いが、検討する考えはない

か、お伺いいたします。

大きい5番目に入ります。

(仮称)桜島SAスマートインターチェンジ整備事業について。

始良市として、地域経済、企業誘致、観光面にも効果のある(仮称)桜島SAスマートインターチェンジ設置に向け、作業も最終段階にある。私も、平成20年3月以来、今回で6回の質問を行ってきた。設置作業も連結許可が決定すれば、スマートインターチェンジ整備事業に着手するとのことであるが、今後の工程の範囲を示せ。

この連結許可は、今月の6月11日に決定しております。

以上であります。あとは、一般質問席から質問いたします。

○市長(笹山義弘君) 登壇

萩原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、4問目の始良市の競技場・公園についての4点目のご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の鹿児島中央駅から鹿児島空港への交通手段についての1点目のご質問にお答えいたします。

このようなご意見に関しましては、過去、鹿児島空港と鹿児島市をつなぐモノレールの整備のお話があったと聞いております。また、ただいま策定中の観光基本計画の市民意見の中でも、同様のご意見があったとお聞きしております。このように皆様からご意見があることもあわせて考えますと、鉄道に限らず、鹿児島空港発の便利な交通機関の整備は、利用者の利便性向上のために大いに必要なことであると考えております。

ただし、この便利な交通機関の運行により、本市が通過点になるようであれば、その整備について議論の余地があるかと考えます。これは、通過点、いわゆる素通りとならないよう、本市に立ち寄っていただけるような魅力を培っていかねばならないということでもあります。そのためにも、本市の観光地を開発・整備し、市民と一体となって、観光客をおもてなしできる基盤をつくっていかねばならないと考えております。

これらのことを着実に進めていけば、空、陸、海を使って、県央始良の近くを通行する人々を引きつけることができるまちとなっていくと考えております。これらの整備が着実に達成される中で、新たな構想も議論されることが望ましいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

壮大な構想でありますので、JR九州にお話する前に、県内の市長の皆さんがどのように考えておられるか、お話してみることはよいのではないかと考えるところであります。

次に、2問目の市内・蓮池団地横の狩川河川についての1点目のご質問にお答えいたします。

河川や急傾斜地の防災点検は、私も梅雨前の5月22日に、建設部や農林水産部の関係各課職員とともに、市内の危険箇所の現地調査を行い、災害防止について指示を行ったところであります。また、関係各課におきましても、通常のパトロールの中で危険箇所の点検を行っております。

防災対策につきましては、始良・伊佐地域振興局と連携し、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業などを導入しながら、災害防止に努めているところであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

河川の寄洲除去や環境整備につきましては、県が管理する2級河川において、動植物の生態系の保

護や周辺環境を考慮しながら、平成24年度から4年間で寄洲除去や堤防敷の環境整備を行っております。今年度も、各河川におきまして作業が進められているようであります。市が管理する準用河川や普通河川におきましても、寄洲除去や堤防敷の環境整備を行い、災害防止に努めているところであります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

蓮池団地対岸の河川管理道路につきましては、河川敷と民有地が錯綜し、管理に苦慮しているところであります。今後、宅地開発などが行われるようであれば、開発業者と協議しながら、河川管理道路としての区域を明確にして管理を行ってまいります。

次に、3問目の水防・避難訓練についての1点目のご質問にお答えいたします。

常備消防の水防工法訓練は、年間警防行事計画に基づき、6月から7月にかけて各署所で訓練計画を立て、シート張り工法、月の輪工法、積み土のう工法の訓練を実施しております。災害時における迅速・的確な応急措置要領の確認、及び隊員の士気向上を目的とし、消防長総見を実施しております。

消防団員の水防工法訓練につきましては、平成5年8月豪雨以降にも、各地域の河川敷を利用し、同様の訓練を消防署指導のもと実施してはいましたが、合併後は、現場操法訓練や機関運用訓練を実施してまいりました。

今年度、6月下旬には、風水害を想定した消防職・団員の非常招集実動訓練を計画しており、消防署・各分遣所へ参集した消防職・団員と合同で水防工法訓練を実施いたします。

また、10月末に実施する始良市として初めての始良市総合防災訓練においても、水防工法訓練を行う予定であります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

毎年6月最初の日曜日に、全国統一・土砂災害防災訓練が実施され、山間部の土砂災害危険箇所の地域におきまして、避難訓練や情報伝達訓練を実施しております。

白浜地区におきましても、平成23年、同訓練を実施し、情報伝達訓練や避難誘導訓練を、警察、消防、消防団、地域住民とともに実施いたしました。

訓練内容は、まず土砂災害の危険が迫っており、早急な避難の必要があることを行政連絡員に連絡し、地域住民にもその内容を防災行政無線で放送いたしました。

次に、出勤要請を受けた消防署員や消防団員が避難誘導や高齢者などの避難介助を集合場所まで行い、警察署員が交通事故防止のための誘導を行いました。

さらに、消防署員や消防団員が、逃げおくれた人がいないかを1軒ずつ確認し、市で準備したマイクロバスや自家用車で避難する訓練を実施いたしました。

この訓練が、昨年6月21日、国道10号重富一磯間通行止め予告に伴う避難に生かされ、迅速な避難行動を実施することができました。

次に、4問目の始良市の競技場・公園についての1点目のご質問にお答えいたします。

始良総合運動公園でスポーツ大会やイベントなどが開催されますと、大会の規模にもよりますが、周辺の道路が大変混雑することは承知しております。

運動公園の指定管理者では、施設利用申し込み時に参集する人数などを把握して、交通整理員の配備や北側ゲートの開放などにより対処しているところであります。

ご質問の交差点の改良につきましては、警察署との交差点協議などを行い、右左折車線の設置を検討しているところであります。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

野球場及び子ども広場につきましては、現在夜間の利用は行っていないため、防犯灯の設置は現在のところ考えておりません。今後、野球場や屋内練習場、子ども広場の利用状況に応じて検討したいと考えております。

3 点目の 1 番目のご質問についてお答えいたします。

陸上競技場のフィールド内の芝生の張りかえやトラックのアンツーカー舗装については、現在のところ予定はありませんが、多目的広場を含めた人口芝化、芝生化について導入できる補助事業等の調査研究をしております。

2 番目のご質問についてお答えいたします。

始良総合運動公園内に、合宿所、コテージなどの宿泊施設を設置することは難しいものと考えております。

次に、5 問目の（仮称）桜島 SA スマートインターチェンジ整備事業についてのご質問にお答えいたします。

スマートインターチェンジ整備事業の工程につきましては、6 月 11 日に国土交通省の連結許可を受けましたので、今年度、詳細な測量設計を行い、平成 26 年度以降、用地取得、整備工事着手を行い、30 年度供用開始の予定としております。

○教育長（小倉寛恒君） 4 問目の始良市の競技場・公園についての 4 点目の 1 番目のご質問についてお答えいたします。

本市においては、市民の体力づくりや健康づくり、仲間づくりを目的に、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象にした、さまざまなスポーツ大会が数多く開催されております。

昨年度、県内外の選手が参加して行われたスポーツ大会は、日本ペタンク協会が主催した九州ブロック鹿児島大会が始良市総合運動公園で開催されたほか、サッカーや野球などの県スポーツ少年団の大会やバレーボールやバスケットボールなどの県中学校総合体育大会等が開催されております。

特に、休日となるとスポーツ大会が多く、大会に出場する選手や選手を応援する人々でにぎわい、多少の経済効果につながっているのではないかと考えております。

2 番目のご質問についてお答えいたします。

スポーツ選手の育成や指導者の養成につきましては、国や県の助成を受けて、元オリンピック選手や元日本代表選手等を招聘して、バスケットボールやラグビー、空手道教室を開催し、競技人口の拡大と指導力向上を図ったところです。

また、本年度は、小・中・高校生を対象に、剣道日本一の講師を招き、鹿児島県地方少年剣道錬成大会を開催する予定にしております。

3 番目のご質問についてお答えいたします。

スポーツ施設につきましては、さまざまな機能を備えた施設を要望する市民のニーズを真摯に受けとめておりますが、相当な財源を要することから、現段階では建設する考えはありません。

以上で答弁を終わります。

○25 番（萩原哲郎君） では、1 番目から順次質問をしていきます。

今までに、中央駅と空港を JR で結ぶ計画、質問があったとのことであるが、企画課長の考えをち

よっとお知らせください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

空港と鹿児島市内を結ぶということでございますが、現在、日豊線、この始良市のところは単線でありまして、整備となれば、日豊線の鹿児島—隼人—国分、この区間の二車線化が優先ではないかというふうに思います。——複線化ですかね。

○25番（萩原哲郎君） すいませんでした。今、企画課長と申したけど、部長でした。すいませんでした。

平成元年度の県議会の中で、平成元年度から一応この問題もかかっているわけなんです。平成元年から平成23年度まで、空港と鹿児島中央駅を鉄道で結ぶ交通アクセスの問題が問われています。

最初の平成元年——もう今から25年前、このときの答弁ちゅうのは、まだ新幹線も通っていないし、やっぱりいろんなそういう形で、また鹿児島には空港等の利便性ちゅうのは、あまり考えられていなかったんですけど、大体平成11年度までは、やはり質問に対して研究課題ちゅう形で薄く見られておりましたが、平成23年の答弁では、鹿児島空港関係路線は上海線や羽田線の充実が図られており、九州新幹線全線開通に喜々として交通人口のさらなる拡大が図られるよう、新幹線や航空路線等の異なる交通機関との連携は、県議のほうも後押ししてまいりたいと考えている答弁であります。

県議会のこの行政の協議が、協力意識、これが今高まってきていることに対して、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 先ほどご答弁を申し上げましたように、鹿児島空港を生かす一つの手段として、また鹿児島中央駅とこの霧島—国分間は、輸送量も相当多いという、日豊線の中ではそういう区間であらうということは十分認識しております。

ただ、開発するとしますと、相当な予算を伴うものと想像されますので、これらのことについては、県知事におかれても、毎年要望をいただいているというふうに聞いておりますので、県、または近隣市長としっかり連携をとって、今後とも要望活動をしていく必要があるというふうに思います。

○25番（萩原哲郎君） 今現在、鹿児島空港は、年間470万9,000人が利用されているということであり、韓国、ソウル、中国、上海の国際線の運航もなされ、全国有数の規模を持つ空港でもあり、県発展の一翼を担っております。

また、鹿児島中央駅は、年間1,440万人が利用し、その中で新幹線利用は、1日の平均が1万3,100人であり、前年度と比較すると156%の伸びで、博多駅を除く九州管内で最も多い鹿児島中央駅でもあります。

鹿児島空港駅、始良市のさらなる充実、それと発展のために、新幹線との連携をどのように図っていかれるか、お伺いいたします。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

始良市のほうでは、新幹線開通にあわせまして、あいらびゅー号のほうを運行いたしまして、好評をいただいているところなんですけれども、新幹線で訪れた方も、その中には乗車していただい

りますので、そういったことでは、一部そういった開通に伴うお客様の始良市への誘い込みといえますか、そういったことも果たせているのではないかと考えています。

○25番（萩原哲郎君） 今まで、何回も検討されて不発に終わっている10号線があります。ここもトンネル問題、地下道の問題など、今までいろんな形で検討されてきましたが、全然進歩がありません。

その中で、国道10号線は、今、片側二車線が大分進歩しつつ、あと残すところ、白浜の前と、あと磯街道なんですけど、白浜の前はできますけど、磯の改修をどのような形で行っていくか、考えがあればお示してください。

○市長（笹山義弘君） この地方都市と主要公共機関——交通機関とのアクセスということについては、国交省を中心に、国においても十分毎年のように論議をいただいているというふうに思っておりますので、その国政のレベルでしっかり対処していただけるものというふうに期待しているところでございます。

○25番（萩原哲郎君） 今までこの10号線に対して、いかなる問題に対してもネックがあつて前に進まないというふうな磯街道ですね。始良市が、これから鹿児島市と交通手段を考えていくためには、やはりこの何らかの手を打っていかないとだめであります。そのためには、10号線を磯街道に、4車線は多分無理なことと思います。もうここ数十年、いろんな議論をされてきましたが、全然進歩に至っておりません。最初にありましたトンネル、こういう形を今後の計画として行っていったほうがいいんじゃないかと思えます。

その前に、空港と鹿児島中央とを結ぶ形に考えていけば、やはりモノレール、こういう問題も結構上がっております。そうすれば、鹿児島から出て、中間点で始良市の駅が施策されて、いろんな利便性効果が出てくると思います。特に先ほども言いました高速道路、10号線の閉鎖に伴ったときには、物すごく不便性を感じている。そのときにやはりそういう交通手段、モノレール等があれば、物すごく助かるんじゃないかと思えます。

また、特にあの10号線がいろんな洪水で遮断された場合に、ものすごく重富地区のあの10号線から高速の入り口、あそこはもう大渋滞になって、にっちもさっちもいかない。時間も相当のロスがかかると思えます。やはりそういうことを考えていけば、第二の手段という形で、こういう中央駅と空港を結ぶそういう観点から大事ではないかと思えます。

そして、その中でも、航空機を利用した鹿児島空港から県内へ、管内・県内を周遊し、鹿児島中央駅、新幹線、志布志の「さんふらわあ」で帰宅考えられ、その逆に、「さんふらわあ」を今度利用して、志布志港から県内を周遊して、鹿児島中央駅、鹿児島空港への逆ルートの必要性も考えられると思えます。

鹿児島県全域の観光分野に、中央駅と空港を安全で正確な時差の少ないJRやモノレール等で結ぶ良好な交通アクセスの構築、これからの世代にも大きく貢献できると思えます。今後の市長の努力次第だと思いますので、頑張ってください。

では、次に2問目に入ります。

市内の蓮池団地横の狩川河川について、お伺いたします。

この蓮池団地、ここは狩川河川に排水が流れています。ここも梅雨時には、山手から排水を流れて、

この狩川河川まで水路が流れていますが、その側溝の幅が非常に狭い。あその側溝の幅は、わかりますかね。ちょっとお伺いいたします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

蓮池団地の道路側溝というお話だと思うんですが、大体30cm～40cmぐらいの側溝であるというふうに認識はしております。

しかし、今、その道路と道路側溝を、まだ寄附をしていただいていない状況でありますので、市といたしましては、この道路の管理は、舗装の補修、それから側溝蓋版のがたつきの補修程度の管理しかしていない状況でございます。

以上でございます。

○25番（萩原哲郎君） そういう物事であれば、やはり地元と協議しながら、いい方向性を今後見つけていくのが大事じゃないかと思えます。そういう形で、またそういう連携を行いながら話し合ってもらいたいと思えます。

あそこは、本当に山手から水が流れてきますから、この梅雨時には、ものすごい量で流れてくる。先ほどもありました30cm～40cmの高さ、もうそのくらいあれば、もうすぐあふれてきて洪水になってしまいます。特にこの狩川河川にまた流れていくものですから、最近この狩川河川のちょっと状況をお知らせください。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 蓮池団地前の狩川ですが、昨年度、災害復旧工事で約20mのブロック積みは行っております。

対岸が、どうしても耕地——田んぼですので、災害でも、今回はすぐ近くに家がありましたので、それを守るためにブロック積みができたんですが、その保護する対象物がないということになりますと、災害復旧でもできないと。単独事業でその河川の改修は行わないといけないということでもありますので、これから開発等が入ってきますと、状況がまた変わってくるんですけども、その護岸の整備となりますと、年次的に行っていくというふうな状況になろうかと思えます。

○25番（萩原哲郎君） この河川の幅は、どのくらいありますか。ちょっとお伺いいたします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 正確には認識していませんけれども、5m～7mぐらいはあろうかと思えます。

以上でございます。

○25番（萩原哲郎君） 私も最近またあそこへ行ってみたんですけど、今は水が流れている、言えば本当にそこまで水が流れているところは、下手すれば1mしかないところもあるんですよ。

その後は、やはり片側は建築ブロックで積まれて、蓮池団地のほうはきれいになっているんですけど、反対側の混合ちゅうか、今はここにもありましており、宅地開発が行われるようであればちゅうかことがありますけど、ここは、今度54世帯の宅地が建つことに決まっているんですけど、その物事で言えば、その河川の今の状態で本当に安全性が保たれるのか。

その8・6災害のときには、まだそこまではなかったと思うんですけど、今はものすごく土砂が崩れ、そういう形でなっています。ですから、それに対処として最近点検されましたかどうか。それと一緒にお願いいたします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 点検といますか、議員が申されたように、宅地開発が行われるというふうなお話をお伺いしまして、その開発をされる業者のほうから、川と、それから田んぼ、そちらのほうの境界の確定のほうを5月21日に行ったところでございます。そのときに、うちの職員は当然参りますので、確認はしているところでございます。

○25番（萩原哲郎君） 私は、確認したところですよ。今は、川ではないんですよ。もう雑草が生い茂り、全然川らしい景観がありません。市長も1回、きょうでもあしたでもいいですから、見に行ってください。

もう本当に1mもないぐらい、川が5m～7mあるという答えがありましたけど、もうその1m、2m、もうその程度しか、もう水は流れておりません。もう反対の土手のほうは、やはりその堆積土がたまって、今にも洪水があふれるような状態であります。

また、今後そういう宅地開発が行われてきます。そのときに同時に、今度は反対側の河川の復旧対策を考えながら、今後持っていかれるのかどうか、お伺いいたします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） この宅地開発の関係で、その開発をされる業者の方が土木課のほうに見えられて、護岸にブロック積みをしてくれというふうなお話ございました。この延長が約500mございます。事業費にしますと、大体6,000万から7,000万はかかるかと思えます。

ということは、そういうお話をして、ご期待に添えることは今のところできませんというふうなお話をしまして、最終的にどういう形で造成工事がされるか、まだ私どもも図面を確認しておりませんので、その管理道路の部分を残していただけるのか。そこらもこれからの協議の中で、協議をさせていただくというふうなことになってくるかと思えます。

○25番（萩原哲郎君） 工事費には、大分かかるちゅうことですが、やはりこれからは、その地域住民の安全性が第一じゃないかと思えますので、そういう物事を一応考慮しながらやっていただきたいと思えます。

その前に、その今堆積土砂が大分たまっているその工事について、撤去のお考えはないかどうか、お伺いいたします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 狩川の河川の整備もですが、毎年、狩川に関しましては、河川の中に生えている雑草の刈り取りとかも行っております。

今年度、今、雨期前に行っているのが、寺師川、それから樋ヶ宇都川の寄洲除去を行ったところでございます。

以上でございます。

○25番（萩原哲郎君） 市長に今さっき言いましたけど、実際にその現場を見て判断してもらいたい

と思いますので、市長、必ずその現場を見に行き、判断の報告をまた後でお願いいたします。

もうそのくらい、本当河川ち河川じゃないんですよ。生い茂ってて、本当にいかにも洪水、氾濫が起きるような状態になっておりますので、そういうところをもう一回点検しながらやってください。

それと、その蓮池橋の手元に、また今回1軒家が今建っているんですけど、その前が、本当にそこはもう高低差が2mないぐらいですよ。だから、最近聞いてみると、子どもたちや若い子どもたちは、そこに川に下って魚とりをやったりしているちゅう形ですね。

だからそこには、だからもう以前も申しましたけど、一応家にも、家の前の河川にもかかわらず、あれがガードレールがないちゅうことで非常に危険であるち。それとあと、子どもたちがやはり河川に入れば、いつ、今から先の雨期時期には川が氾濫するかわかりませんので、そういう子どもが見ても安全な、やっぱり立て看板とかそういうのも必要ではないかと思っておりますけど。

それともう一点、その境界線のところに今、ガードレールは前あったと思うんですけど、そのポールが1本だけ今は立っているわけなんですよ。敷地から大体2.5mぐらい、反対の道路から大体4mぐらいですかね。だから、いかにも丸いポスト——ポール、あれが一応置いてあるんですけど、非常に見苦しいんですよ。

やはりそのところを、そのポールを取っていただきたい物事もあるんですけど、その持ち主に聞いてみれば、やはり今度新しく家を建てかえる場合に、門の入り口は4.15mだったですかね、以上でないと、あの家は建てられないちゅう形があって、だからそのポールのところは、どうしてもその場所は必要性があるちゅう形であるんですけど、そのポールの境界線の内側に、2mぐらいのガードレールを設置できないか、お伺いいたします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 今のお話のところは、県道から宅地のほうに入っていく箇所だというふうに思います。それは、その今立っているのは、ガードレールの支柱が立っております。それは、地権者の方がそのガードレールを外すときに、残してくれということで、私どももできたら抜いたほうが危なくないので、抜いていただきたいというふうなお話をしたんですけども、そのまま置いてくれということで、今コンポストを周りに置いてそのままの状態です。

今言われますように、その河川側に転落防止の柵等がないということなんですけれども、そこから上流側に行きますと、車が通った跡が残っています。ここは、ほぼ民地の中ですよ。ですから、もうその民地の道路ですので、そこにその河川に落ちないようにといたしますか、転落しないように、ガードレールなり、ガードパイプを設置するという事は、市のほうとしては考えておりません。

○25番（萩原哲郎君） あの狩川河川自体は、市の管理じゃないですか。河川に対する危険度があれば、そこはやはり行政で何とか工夫して、危なくないようにしていくのがあなたたちの仕事じゃないんですか。私はそう思います。そのためにやはり住民がいて、行政があって、税金を払っているんな形で安全性が保たれていると思います。

そういう安全性が確保されないのに、行政のほうで協力はできませんとか、そんなことが言えるんですか。もう少し中身を考えてやっていただきたいと思っておりますけど。今後のまた課題として、私はとっていきます。

では、次に進みます。

次の水防・避難訓練について。

今回、8・6災害に踏まえたいろんな消防士、消防団のいろんな対策の取り組みがあると思いますけど、消防団の取り組み、あと消防士の取り組み、何かこういうところを気をつけて頑張っているよち、物事があれば教えてください。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

市長の答弁にもございましたように、常備消防におきましては、いろいろと水防工法等につきましても訓練をいたしておりますが、消防団におきましては、旧合併当時もいろいろと工法訓練を行いまして、その後は、災害等によるこういった防災等のいろんな対応につきましては、周知・指導しておったわけですが、一堂に会して全体の訓練というのをいたしておりませんでしたので、今月の30日になりますけれども、全体の招集訓練から実動訓練まで実施する予定でございます。

そしてまた、女性消防団、そういった方々を使いまして、防災等の広報活動、そういったものにも一応計画をいたしているところでございます。

以上です。

○25番（萩原哲郎君） 危機管理監のほうの取り組みは、何かないですかね。

○危機管理監（岩爪 隆君） 今、危機管理課のほうでの取り組みはということで、ご質問でございますが、危機管理課といたしましては、今年度10月に、始良市にとりまして初めての総合防災訓練、これを計画しているところでございます。30の事業所、そして約市民3,000人の参加を予定しているところでございます。

加音ホールのグラウンドをメイン会場といたしまして、この議員ご質問の中にも出ました白浜地区、この地区の国道が寸断され孤立集落となったということを想定いたしまして、住民を海上輸送で避難させるといったような計画でございます。こういった訓練を通しまして、少しでも災害時における被害を軽減できればと思っております。

以上です。

○25番（萩原哲郎君） 先ほどありました、本当に10月末に実施される、またその水防訓練などは、やはり市民が一番安全するのは、そういう訓練を地元の消防団、消防士、そういう方が行っていますよち、やはりそういう安全性を満たしてあげるのが、市民にとっては一番安全じゃないかと思っておりますので、今後もそういう形で一生懸命携わってください。

それと、もう時間がありませんので次に進みます。

始良市の競技場の公園について、先ほどもありましたけど、右折車線、交通渋滞のですね。右折車線の設置の検討を今協議会でやっているちゅうことなんですけど、これは、いつごろから検討をされたんですかね。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 以前もこの問題と申しますか、交差点に関してご質問をいただきました。それ以降、課内で協議をしているところでございます。

○25番（萩原哲郎君） これは、もう運動公園ができて間もない、だから渋滞が起きてからやはりこ

ういふ問題が起きてくると思うんですけど、だからこういう問題は、いつまでも経っても、「その検討を行っております」、そういう答えじゃ進歩になりません。やはり今からずっと使う道路、今後また携わっていく道路ですので、早目の処置ですよね。

だから、今度スマートインターチェンジができるときも、山手の車線を削りますよち、そういうことは簡単にできるんだけど、前々から行っているこういう問題に対しての検討検討で済ませている。だからその行政の考えを、もう少しはっきりした答えをお願いいたします。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

先ほど次長も申し上げましたが、この総合グラウンドからのおりるところの県道への接続ですか、前の議会でもいろいろ質問が出て、現在検討しているところでございます。

事業の優先度ということも、いろいろな市内に事業がございます。先ほど言われたスマートインターチェンジ、ちょっと出されましたが、そのもろもろの事業の優先度を検討しながら事業を進めているところでございます。

○25番（萩原哲郎君） それは、検討するのは大事なことですけど、何回も同じことの検討ちゅうのは、あまりいい答えじゃないと思います。やはりあそこのほうから、山をちょっと削れば、そのくらいの対策はすぐできると思います。だからそういう考えがありますので、また今後、もう検討だけじゃなくて方向性を次回は示してください。

それと、今回の運動公園の野球場の裏手側に、防犯灯の設置をお願いしているんですけど、これは、もう前々からお願いしている物事であります。だから、旧始良町時代からやっていただいて、もうほとんどあの防犯灯は設置されております。ただ、ついていないのが、野球場の裏手側に2点ぐらいです。

だから、その当時は、設置状況を見極めながら徐々に設置していくということであったんです。もう前々から。それからもう何年経っていますかね。だからもうそういうことで、本当に長い間、我慢してきたんですけど、まだ一向にそういう形で設置されませんので、今後早急な対策をお願いしたいと思います。

では最後に、次に行います。

始良市の競技場に一つ気がかりな点。今始良市は、人口が7万5,000ですね。他の市町村は、はるかに少ないにもかかわらず、この多目的広場、広い運動公園がいかなる場所に設置されているわけなんです。

だから、スポーツ関係者の方からそういうことを聞けば、ほかはよかどん、始良市は、これだけ利便性があるって、そういう大きいイベントの会場が設置されていない形がありますので、今後、先ほどもありました志布志市なんか、やはり「さんふらわあ」を利用して、県外から来てもらう。そういう形でも市の繁栄がものすごく高まっているちゅう形もありますので、また始良市も今後そういう形で一応考えていただきたいと思ひます。

それとあともう一つ、芝生の物事。やはり県のサッカー協会の方ももう前々から、芝ががんとれやらいなち、あれじゃ本当こどんのしはげがをすっどち、そういうことを前々から言われております。それにもかかわらず、一向にあのカズラ芝、もうあれが改善されない。

だから、ほかのいろんなところに行けば、芝生のきれいなのが生えております。始良市も人口もふ

えていく。企業も誘致も来る。そういう波にあわせて中身の改善も考えてもらいたいと思います。そういうことですので一つ、もう答えは要りませんので、また次回、またこういう質問もあろうかと思っておりますので、またそのときの答弁を考えとってください。

最後に、スマートインターチェンジですね。これは、もう6月11日に連結許可がおりて、最終段階に入って設置可能になってきました。今後のことについて一刻も早く設置されて、始良市の発展、利便性の向上を図られるよう、行政の方、また特に市長、今後一生懸命頑張ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（玉利道満君） これで、萩原哲郎議員の一般質問を終わります。

次に、15番、堂森忠夫議員の発言を許します。

○15番（堂森忠夫君） 登壇

5月に開催された市民への議会報告会の「議会と語る会」において、市民から出た質疑や要望等の中に、市長の市民と語る会は、住民全体の角度から判断すると価値がないという意見が松原地区では出ました。市長は、市全体の奉仕者でありますので、一部の声は担当課で処理して、市長に上げるべきであるとの声ではないでしょうか。

蒲生地区では、障がい児の子どもたちに格差のない教育と福祉の充実を強く述べられた若い夫婦の言葉は、今でも我が胸に焼きつき、純粋な心で受けとめました。

加治木地区では、網掛川の左岸堤防沿いの予算事業に意見が集中し、100年以上前に築いた堤防の表面積を現状で保存し、残す発言が多く出たことは、市民が地域づくりに関心を寄せるよい機会であったと思います。

今の時代が存在することは、多くの先輩偉人や私たち先輩の苦労が、汗と涙の結晶の粒となり、その結晶粒が石となり、石が地域を永遠に守るとともに未来への繁栄を誓う魂が込められたきずなの石として高く評価され、今まで一部分が現状のまま残されているのではないのでしょうか。

地域文化を支えてきた表面の石は、ただの石ではなく、地域の文化歴史が刻まれた石であり、また風雪に耐え抜いた誇るべき石ではないのでしょうか。

石は、廃棄処分してよいとの意見もあるようですが、市民から石の撤去に対して賛成と反対の陳情が出ている状態です。地区民の将来を考えると、わずかでもよいので、移設保存し、先人たちが築いた汗の結晶石に感謝することが、地域への思いやりと港町活性化につながると思います。

他の市町村では、歴史文化を物語にして市外客を呼び込んでいます。港町活性化のために地域のきずな石として物語を公募し、新たな名物を発掘することも、まちづくりの一つになるのではないのでしょうか。

始良市の次世代づくりのために、今回は、市民の少数意見の代弁者として、さきに通告いたしました質問事項を通告順に従い質問いたします。

人事管理について。

（仮称）松原小学校新築関連の部課長級が一緒に異動し、中には1年で異動している結果となったが、今後、学校建設に向けて担当がころころかわると、誠意ある業務運営が遂行できるのか危惧するが、管理業務に支障はないか。

質問事項2、（仮称）松原小学校の体育館新築について。

要旨（１）、議会全協での学校担当課と設計事務所による説明では、体育館の主要構造部の屋根受けばりは、鉄骨構造との説明だったが、最近、木造の集成材に変更した経緯を問う。

（２）主要構造部が集成材に変わった場合、次の課題等についてどのように対応するのか。

①集成材継ぎ手の接合部分のボルト径や材質は、どのような種類が使用されるのか。その性能や各部材等の強度について、鉄骨構造部品と同等以上の強度が証明できるのか。

②集成材を初めて使用するが、鋼材同等の材料のミルシート的な木材の断面材質や強度分析データが添付できるのか。各部材の強度試験（引っ張り、曲げ、圧縮などの破壊試験）を実施し、そのデータを提出することが可能か。

③変更になり耐震構造や強度的な課題は残らないか。変更になった材料の強度を、鉄骨と比較してどのように証明するのか。文部科学省の設計基準や仕様書に対応可能か。

④体育館は避難場所でもあり、安全な施設であることが第一条件だが、設計途中で主要構造部の材料を変更した場合、その安全設計について設計監理者の立場から、９月議会では安全を証明していただきたいが、参考人としての対応が可能か。

質問事項３、地域再生と人材育成について。

要旨（１）子育て基本条例に沿った未来っ子の育成のためには、教職員みずからが、郷土愛の精神で地域活動に参画し、持続すること等が求められないか。地域文化を理解し市民と一緒に汗することにより、新たな自分を気づき仕事に感謝できる人興しが、市の繁栄と元気の出る人材育成が可能になると察する。各団体等や地域と連携した交流活動で、教職員のストレス解消とお互いの刺激で活力を育むと思うが、どうか。

（２）農林漁商工業に活路を拓くためには、今後、NPOの活動団体がお互いに生かし合う時代背景となった。さらに、行政マンも地域再生のために、自主的に地域活動や社会貢献に参加して、自分自身を磨くことが求められるときを迎えたと察するが、今後は、職員の資質向上のため異業種での実践体験研修の制度を企画できないか。

質問事項４、市道・里道等の整備について。

（１）梅雨時期に入ると市民の足となる生活道路が、豪雨災害等で不通にならないか、心配多い時期を毎年迎えるが、このような課題等の要望や陳情等に市民が納得のいく対応ができていますか。

例えば、市道路線140号の中福良・小脇線沿いの底辺地帯である木田3825番地4の前面道路付近は、多少の降雨でも用水路の雨水が流れ込み、通行不能状態になる。過去、行政に幾度も排水工事を求めてきたが、実現しないと聞く。今後、このような排水などの改善を進めるのか。

（２）市道路線203号の隈原上線の道路拡幅などや、里道の農道・生活道路の拡幅整備を求めて、多くの陳情等が各地区から提出されていると察するが、市民が願う整備はいつごろになるか、明確にすべきだ。また、里道等の道路整備や市道への格上げ等の条例を整えて、市民の生活に密着する道路の整備を図れないか。さらに陳情等に対して市民への文書で説明し、市民が納得できるような運営を図れないか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（笹山義弘君） 登壇

堂森議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、2問目の（仮称）松原小学校の体育館新築について及び3問目の地域再生と人材育

成についての1点目のご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1 問目の人事管理についてのご質問にお答えいたします。

さきの定期異動につきましては、退職等に伴う欠員部署への配置と、新規採用職員の配置を含め、平成25年度の新しい執行体制として、組織全体のバランスに配慮しながら、職員の異動による組織の活性化や計画的な配置管理などを考慮し、適材を適所に配置したものであります。

異動後における今後の行政遂行は、前任者の連携・協力を得ながら引き継ぎを行い、全庁的な協力体制を図ることで、組織的に機能していくものと考えますので、各部署における管理業務に支障はないと判断しております。

次に、3 問目の地域再生と人材育成についての2点目のご質問にお答えいたします。

これからの市勢発展のためには、行政による施策の推進だけでなく、地域市民との協働によるさまざまな取り組みが重要であり、このことは、地域の活性化に結びつき、さらには地域活力の増大につながっていくものと考えております。

そして、この過程の中で、職員も地域の一員として、積極的に協力することを求められていることは当然のことであり、職員自身もその意識を高く持って、地域の活性化に率先して取り組むよう指導しているところであります。

異業種での実践体験研修としては、既に自衛隊への入隊訓練研修や、民間大手デパートでの接客研修を行っており、これらの研修は市民サービスの向上と職員の能力向上を目的として実施しているものであります。

職員自身がさまざまなボランティア活動に自発的に参加している状況も踏まえながら、個々の資質向上に向けた新たな体験研修の取り組みについても検討していきたいと考えております。

次に、4 問目の市道・里道等の整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

市道の危険箇所につきましては、道路、河川パトロールにより点検を行い、災害防止に努めているところであります。しかし、短時間に集中的に降る豪雨については、予測がつかないところであります。

昨年の6月、7月の豪雨の例がありますように、不通箇所が発生しましたら、早急に通行ができるよう復旧作業に努めてまいります。

また、今後の排水対策につきましては、排水路整備事業や道路整備事業の中で、優先順位により整備を行ってまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

里道などの整備につきましては、「始良市里道整備要綱」及び内規により整備することとしております。また、市道認定につきましては、「始良市道認定基準等に関する要綱」により、議会の同意を得て認定を行っているところであります。

道路や排水路などの整備につきましては、1年間に100件以上の要望が出されております。これに対する回答につきましては、平成24年第2回議会定例会の質問でお答えしましたとおり、側溝の一部の改修や舗装の補修などすぐに対処しておりますが、事業費や事業量の地域間の均衡や緊急性にも配慮し、現地の状況によっては対応ができない要望箇所もあります。

このようなことから、施工時期などを明記できないため、文書での回答は行っておりません。また、お受けできない要望については、内容を十分説明するため、口頭での回答を行っております。

○教育長（小倉寛恒君） 2問目の（仮称）松原小学校の体育館新築についての1点目のご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘の11月21日の議会全員協議会での設計中間報告では、新設校の屋内運動場は鉄骨造による小屋組みで設計を進めておりましたが、国・県の補助事業である森林環境保全直接支援事業を活用することにより、鉄骨造と木構造では、予算面でほぼ同等になることや、本市では、始良市木材利用推進連絡会議を発足させ、公共建築物等に積極的な木材利用を推進していることなどから、新設校建設においても木材利用を念頭に設計を進めてまいりました。

また、昨年7月から進めてまいりました（仮称）松原小学校建設検討委員会では、議会の代表も2人委員として加わっていただいておりますが、2月12日に開催された同委員会及び3月7日の常任委員会において、木構造で建設することを説明したところです。

2点目の1番目から4番目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

主要構造部が木造の集成材となることで、構造的、製品的に問題はないのかという点につきましては、一般に建物を建設する際は、確認申請の提出が必要となります。

議員ご指摘の継ぎ手、接合部のボルトの径、材質等を含め、構造的に問題がないのか。確認申請時の構造計算適合判定を受け、合格したものでなければ、建築許可はなされません。これは、鉄骨造であっても、同様に必要な申請となりますが、既に6月4日付で建築許可が出ておりますので、構造的に問題はないものと考えます。

また、木構造による大型施設としては、約20年前から県内でも学校体育館、武道場、大型運動施設等で採用されており、県内でも平成6年から70件以上の実績があり、本市でも漆小学校体育館、西浦小学校体育館、始良市総合運動公園体育館で採用しております。

利用する木材については、鉄骨造におけるミルシートにかわるものとして、木材の浸漬剥離試験、煮沸剥離試験、ブロック剪断試験、含水率試験、曲げ試験等の検査を合格した製品を使用することとなります。また、製材会社は、JASによる試験を合格した業者を指定することとなります。

さらに、9月議会で設計監理者による安全証明をする場を設けよとのことではありますが、それについては考えておりません。

次に、3問目の地域再生と人材育成についての1点目のご質問にお答えいたします。

子育て基本条例第5条第6項に示してあるように、学校は、その役割と責任の一つとして、地域社会及び事業者と連携・協力した活動や、地域人材の活用を推進するように努めなければなりません。

現在の学校教育活動は、自己完結的に教育活動を行えるものではなく、地域の支援を受けながら教育活動を展開しており、本市の各学校においても、教職員は、地域の教育力によって支えられているということを十分認識しているとともに、日ごろの協力には深く感謝しているところです。

各学校は、郷土文化を学ぶ体験的な活動、事業所や各団体からの協力を得ながら学ぶ勤労体験学習などを積極的に取り入れております。具体的には、太鼓踊りなどの伝統文化や米づくりなどの農業体験学習等において、地域講師に指導を受けることにより、子どものみならず、教職員も地域の文化や産業への理解を深めるところにつながっております。

このことを踏まえ、学校も地域からの依頼に対しては、できるだけ協力していこうと努めているところであり、管理職研修会等において、教職員に地域行事への参加の督励をするよう指導しているところです。

以上で、答弁を終わります。

○15番（堂森忠夫君） まず、全体の質問をする前に、学校関係の設計図、それから設計に関する仕様書とかあるかと思しますので、議会のほうにも1部提出をいただきたいんですが、そのお願いをしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（玉利道満君） 堂森議員、今のは、関係の書類を提出していただくようお願いしたということですか。

○15番（堂森忠夫君） はい。木造の集成材のもう設計図ができていると思うんですよ。もう建築確認が出ているというわけですから。だから議会のほうにも、1部でいいですので提出をいただきたいと思います。議長のほうからお願いしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（玉利道満君） それは、議会のほうに1部提出をしなさいということですね。

○15番（堂森忠夫君） はい。

○議長（玉利道満君） それは、考えておきます。

○15番（堂森忠夫君） それでは、通告に従って質問をいたしますけど、この人事案件については、市長の特権的な分野ですので、議会のほうもあまり質問をしても意味がないと。一方的になるからということで出しておりません。けども、それで終わらせてもよくはないと思って、この1番に持ってきたわけですよ。

これが、民間企業だったらどうだろうかと。民間企業が1年でこういった人事をしたときに、仕事はうまくいきません。そして、もし会社のいろんなその取り締まりにはいろんな人がいらっしゃるわけですので、そういったところからいろんなクレームも出てきますよ。

そしてまた、社員も、こんなやり方だったらおれはもうやめてるわと。今が不景気だから、みんなやめませんけどね。こういった状態ではちょっと問題があると思って上げていますよ。ましてや、またこれが、会社の総会になれば、左翼系の人が入ってきていろいろと突っ込んできますよ。だから、ここには、やっぱり反省すべき内容があると思って上げました。

もうこれに対して、質問を市長に求めてもいい回答が出てきませんので、もう求めませんが、そういったことも頭に入れていただきたいということで、1においてはそれぐらいにしまして、松原小の体育館、これについて集中してやりたいと思います。

この地元材の需要拡大と集成材活用については、どんどん推進すべきだというのは、議員みんなわかっていますよ。また議会でも、それについては、みんなも追及しているわけですからですね。

その中で、社会は、クモの巣のように多種多様な分野が連携して、複雑な構造になっています。その一つの課題を1担当課で表面的にするときには、正しいように見えますけど、社会全体で考えると不正につながるようなことにも発展する場合もあり得るんですよ。

各専門的な角度から業務を遂行するためには、各部担当係長の声に傾聴をしていくべきだと思います。

すが、市長は、どんな考えでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 始良市政におきましては、業務の執行については、しっかりと上下関係、信頼を構築して業務に真摯に遂行しているというふうに考えております。

○15番（堂森忠夫君） それでは、監理業務に関して、各関係課、担当課に質問していきたいと思えます。

私は、議員になる前からこの集成材については知っております。一般的には知らない人が多いと思うんですよ。建築工事の監理業務の理解を深めるために、各トップと担当に質問いたしますので、ちょっと記録していただけますでしょうか。

集成材は、アメリカで開発されたと聞きますけれども、日本ではいつごろに認可されたのか。どこでどのように加工するのか。工場は全国に何か所あるのか。当初の計画より建築面積は縮小になったと聞きますけど、予算の関係でしょうか。

県内にシルバークール工法以外の体育館で、軒高までの柱はりに、鉄筋コンクリートで施工した体育館が小・中学校で何か所あるか。今回の柱断面のサイズと柱間隔は何mか。

それと、ステージの藤棚の活用は、どこで受けるのか。それと、最終的に構造的に割高になるのではないか。それと、変更したときのメリット、デメリットについて、お答えください。

○議長（玉利道満君） 質問が多岐にわたりますので、また後でお聞きすることもあります……。

○15番（堂森忠夫君） わかっている範囲内だけで。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） わかっている範囲内で回答させていただきたいと思えます。

まず、日本に輸入して何年かという質問でございますが、日本で最初につくられたのが、62年前の1951年、東京の森林記念館というところが、最初の建物だというふうに記録がございます。

ただ、この技術、古くから日本のほうにもありまして、東大寺の大仏殿などでも、鉄のたがや鉋でしめて1本の柱にした集成工法というものが残っておりますので、日本の古来の技術ということとも言えるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、集成材がどこでどのように加工されるかということでございますが、まずどこでということと言いますと、先ほど申し上げましたJASの認定を受けている製材会社ということになります。

どのようにという方法でございますが、製材したひき板を乾燥いたしまして、繊維方向を平行にして接着剤で張り合わせていくと。その工程を繰り返しまして、所定の断面まで加工していくというふうになります。

その製品は、先ほど申し上げました剥離試験や曲げ試験、含水率試験などを行いまして、合格した製品のみがJASの認定を受けて出荷されるというふうになると聞いております。

それと、最初の計画より建築面積が少なくなった理由ということでございますが、この地質調査の結果、液状化対策による基礎工事が予想以上に必要であるということが判明いたしました。その基礎工事が割高になったということでありまして、計上していました予算内におさまるように、体育館

も補助対象面積内で調整をしてきたところでございます。

ただ、床面積の広さということで言いますと、始良市内にある同規模の小学校の体育館床面積の平均で、971m²あります。一番広いところでも1,132m²となっております。松原なぎさ小学校は、1,283m²でありますので、市内の小学校の中では一番広い体育館ということになります。

それと、シルバークール工法以外の体育館で、鉄筋コンクリート造の建物があるかということでございますが、通常大空間を支える小屋組みにつきましては、鉄筋造か木工の大断面でつくられます。シルバークール以外の鉄筋コンクリート造のものは、県内にはないというふうに認識をしております。以上です。

○15番（堂森忠夫君） 材料は、もう接着剤でつけるということですけど、この材料は、大体何年ぐらいの木を使うんでしょうか。

それと、厚さは何cmぐらいのやつを積み重ねていくのでしょうか。わかっていたらお答えください。

○教育部長（小野 実君） 本日は、議長の許可を得て、本会議上に教育部教育総務課の施設係長を出席させておりますので、ただいまのご質問については、担当係長に説明させます。

○教育部教育総務課施設第二係長（田代信彦君） 教育総務課施設第二係長の田代です。よろしくお願ひします。

質問の材料の年数のことですが、40年経過した杉を利用することになっております。厚みは、大断面になりますので……。

○15番（堂森忠夫君） すみません。これを接着剤でつけるわけでしょう。その1枚の厚みですよ。

○教育部教育総務課施設第二係長（田代信彦君） 一枚一枚ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）10mmとか15mm、それを断面を重ねていって15cm～20cmの大きさになっていきます。（「15mmと」と呼ぶ者あり）10mm～15mm。大きいになりますと2cmぐらいになります。

○15番（堂森忠夫君） その接着剤の強度というのは、どのように、検査とか何ちゅうのか、どこでつくられているんですか。その外国品ですか。接着剤。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） 市有林の杉を使って集成材をつくるというふうにしておりますので、国内でつくるということでございます。

先ほど回答で申し上げましたこの検査なんですが、浸漬剥離試験と、あと煮沸剥離試験、当然接着剤でつけますので、その接着度合いを試験をすると、強度を。ということで、過酷な条件において、そこで剥離がどんだけあるかという調査。それとブロック剪断試験ということで強度。あと含水率試験は、木材の場合40%～200%あるというふうに言われておりますので、それを15%ぐらいにまで乾燥させていくというそういう試験をしていくと思っております。

以上です。

○15番(堂森忠夫君) 集成材については、我々もこうして公的に検討するのは初めてですので、そういった検査のやっぱり写真とかそういったものも、議会のほうにも資料として、1部でもいいですので、そのときは提出していただきたいと思います。

集成材の強度については、私も十分理解しているんですけども、ここで問題なのは、鉄骨等で設計をして途中で木造に変えたと、ここが問題なんです。この変えるときに何を理由に、何を法的な根拠のもとに判断するのかと、ここが問題なんです。材料を決めるときに、やっぱり建築基準法に従って決めるのが筋じゃないでしょうか。大概、材料を変える場合は、その使っている材料の同等以上でないと。ここが問題なんです。

県が、推進しているとかそういったのは、設計する段階においてはそういうのは重要視しないですよ。ここが問題なんです。だから、そこについて、いつも何ですか、市長がこれを使うっていや、いつもそうしてやってきたんですか。建築課の担当課は、その辺、これは材料を変更する場合は、どのようなふうにしてやってきたのか、そこをお答えください。

○教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君) 先ほどの答弁とダブるかもしれませんが、今年の6月議会でも、一般質問で木材をたくさん使ってもらいたいというような要望も出されておりました。体育館の小屋組みにつきましても、木材利用を検討してきたところですよ。

ただ、見積もり金額で、鉄骨造としますと、やはり600万ぐらいのコスト増になったということで、11月21日の全員協議会での説明では、鉄骨造というふうになっておりました。

その後、始良市の木材利用推進連絡会、これも発足をいたしまして、市内の公共施設については、できる限りこの木造、それを強くやっぱり推進をするという方向が示されましたので、再度木材利用ができないかということで検討をしてきたところでございます。

その結果、先ほど申しあげました市の市有林の木を、補助を活用しながら伐採し、運搬し、そして現場渡しでやれば、鉄骨構造での費用と大体同額ということになるという結果が出ましたので、木材利用というところに踏み切った次第です。

以上です。

○15番(堂森忠夫君) 十分わかるんですよ。わかるんだけど、判定の仕方が非常にまずいんですよ。

今、大震災からいろいろ問題になっていますよ。加治木中学校の体育館は、シルバークール工法の屋根を使っております。構造的にはピアノ線が入っていて、コンクリートできていて丈夫に見えます。しかし、あの震災後に附属部材等に欠損が生じて、今、耐震工法からいくと幾つかの課題があるということをお聞きしておりますよ。

そしてまた、他市においては、建てかえ等が検討されているというのをお聞きしておりますけど、そういった何ちゅうのか、ただデータだけで判断するというのは、非常に危険性があると思うんですよ。材料を区別するのにですね。建築基準法で言ったときですよ。

そういったことを捉えたら、判定の基準方法は、非常にまずいんじゃないかなと思うんですけども、このシルバークール工法のこういった問題等があることについて、把握していらっしゃいますか。伺います。

○教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君) すみません。私も素人なんですけど、ここに来まして、い

ろい職員のほうから話を聞きますと、今議員が言われましたシルバークール工法、これについては、阪神・淡路大震災、これでかなり天井が落下をしたとかいうそういう事故があったと聞いております。

ただ、先ほど回答でも申し上げました、やはり平成18年ぐらいだったですか、耐震偽造問題、姉歯問題がありまして、この構造計算適合判定というものもかなり厳しくなっているというふうに聞いております。それを受けて、先ほど申し上げました6月4日には、建築確認の許可が出てきておりますので、問題はないと私どもは思っております。

以上です。

○15番（堂森忠夫君） 議会に提出されたのは、軒までの高さは鉄筋コンクリートですよ。そして、その上は鉄骨ですよ。なぜこんな形で議会に提出図面を提出したんですか。ここが問題なんです。全部鉄骨造だったらわかるんですよ。そして、最初から全部集成材を使ったやつだったらわかるんです。さっきの説明では、軒までが鉄筋コンクリートの建物は1軒もありませんという説明でしたよ。なぜこんな軒までが鉄筋コンクリートで、上が鉄骨構造のこういったのを議会に提案したんですか。その提案は誰がそういうのを提案したんですか。お答えください。

○教育長（小倉寛恒君） 新設校の建設にあたりましては、どのような材質で建設していくかということとは、もうこれは、専門家によって基本的に設計段階で決まってくることでございます。いろいろなこの材質を使ってほしいと思っても、これはやっぱり先ほど次長が申し上げましたように、姉歯問題で端を発して、我が国のその建設業界においては、確認申請の段階で構造計算適合判定を受けなければ、それをクリアしなければ、建築許可が出ないということになっております。

木材利用に関しましては、やはり子どもたちに温もりのある空間を与えたいと、そういう願いがあったわけでありまして、できるだけ木材を利用したいという気持ちもございましたし、またこの議会においても、木材利用の促進等そういったご質問も受けたわけでございます。

しかしながら、木材利用は、コスト的に非常に高目に設定される。そういうことで……（「ちょっと短くしてください」と呼ぶ者あり）当初は躊躇していたわけですが、そこには、県の補助金を活用する、あるいは市有林を活用することによって、そういったコスト的にはクリアできるということで、そういう木材利用という方向に判断したということでございます。

○15番（堂森忠夫君） 今、誰が、この下が鉄筋コンクリートで、上が鉄骨というのを誰が提案したんですかというのを聞いているんですよ。（「休憩していいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（玉利道満君） 暫時休憩します。

（午前10時39分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分開議）

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） 今、言われました11月21日の説明会のときの図面は、これは設計事務所のほうで引いていただいて出しております。

以上です。

○15番（堂森忠夫君） 一級建築士は、こんな設計はしませんよ。鹿児島県にも、さっきないと言われたじゃないですか。一級建築士はそんな設計はしませんよ。設計事務所は、やっぱり公的な判断の中で一番安全にできる方法を選択しますよ。そこが問題なんですよ、これの。私が一般質問をしている。でなきゃ私の耳に入ってこないですよ。こういうことが。ね。

ここでも書いてあるじゃないですか。「木材利用を念頭に設計を進んだ後」、最初から取り組めばいいじゃないですか、そしたら。最初、企画するときこれで設計してくださいと設計事務所に頼めばいいわけですよ。それをしないでいて、議会には、下は鉄筋コンクリートでわざわざ金のかかるようにして、上は鉄骨でって、非常に矛盾しているわけですよ。

これは、市長、これはトップセールスマンをこういうところで使わなきゃならないんじゃないですか。逆にいじているじゃないですか。市民を。こうやって変更するちゅうことは、設計変更するちゅうことは、そこまで鉄骨で設計をしていたわけですから、設計事務所は、それまではもうそこまで取り組んだ分は、赤字じゃないですか。赤字でないでしょうか。

○市長（笹山義弘君） まず、ご理解をいただきたいことは、私どもは、市民に、児童を含めて、松原なぎさ小学校については、より温もりのある、そして安全・安心な施設をつくるということを目的に進めさせていただいております。

そういう意味で、市有林においても大変間伐の問題、いろいろの山を守らないといけないという問題がありまして、ここで判断しなければ、民間にお任せしているだけでは、この山を守れないという判断も一つはございます。

それから、このいろいろと最終的に、そういうことから、当初から木材を主体にしたかったんですが、先ほど教育長が言いましたように、建築コストの問題等々がありまして、理想はそうであっても現実には厳しいと。そのことを一生懸命職員も務めた結果、このようにできるということでもあります。

また、その過程の中で、議会軽視であるがごとく議員はおっしゃいますが、議員の先生方もお二人しっかり入っていただいて、その中でもんでいただいておりますので、その辺は、私は手順はちゃんと踏まさせていただいているというふうに考えているところであります。

○15番（堂森忠夫君） 設計事務所に委託したのは、いつでしたかね。それと、設計事務所に変更を伝えたのはいつですか。そこだけをちょっと。すぐわかるんでしょう。（発言する者あり）とめてください。（発言する者あり）時計……。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） 設計事務所のほうが、プロポーザルのほうで決定をいたしましたので、それが24年6月14日、今の設計事務所のほうと委託契約を結んでおります。（「設計変更」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

変更したのは、24年の12月ということになっております。

以上です。

○15番（堂森忠夫君） 11月何日だったかな。11月に議会で説明をして、12月に設計事務所に変更。

この時点では、もう11月の議会で説明したときには、もう集成材にしていぐらいの検討ができておったんじゃないですか。それを議会にも報告しないで、こんなやり方をするというのは、非常に卑怯なやり方ですよ。

もし、市民はいろんな人がおりますよ。法律家もおれば、設計士もおれば、いろんな人がいます。そういった角度から見たときに、今回のこの判断をどんなふうにとるんでしょうかね。設計委託をしたということは、全てを委任するわけですよ。それを市長権限でもって担当課に変更を電話させる。材料の安全確認をしないでですよ。材料も、鉄骨と木造、これは変えるわけですから、建築基準法でいけば、これを破壊試験をして判断しないとイケないですよ。

構造計算は、早う言えば、どうでもなるわけですよ。比較対象して破壊試験をしたときに答えが出てくるわけですよ。車の免許とりと一緒にですよ。学科試験と実技試験があるじゃないですか。学科試験が通ったからといって実技試験が通らなかつたら免許は取り消しですよ。設計事務所はそういうね、今使わなきゃならないとか、もう設計に入っているわけですから、ここが問題なんですよと。

だから、私は、人事まで影響しているんじゃないかなと思うわけですよ。多くの各担当課の声は聞いていないのじゃないかと。だから一方的に、市長、この材料を使うからこれをやれ。だったら最初で提案すればいいわけですよ。最初で提案しないで、途中で変え、議会に報告したことと違う。非常に市民は迷いますよ。絶対に迷いますよ。

○市長（笹山義弘君） ご理解をいただきたいことですが、私どもは、政策として、学校建築を進めるということを議会にお願いすると。その中で、木材利用ということは、先ほど言いましたようなことから、できるだけ木材が使えるところは使ってほしいということの指示はするわけですが、しかし、その技術的なこと等々については、責任ある部署において、しっかりそのことはやっていくということに理解しております。

また、設計のほうからも、そのようなことを受けて、木材利用で可能なこういう設計ができるという報告もいただいたところでございます。

○15番（堂森忠夫君） 先ほど姉歯設計が出ましたけどね。姉歯設計も建設会社の下請けで仕事をやる。建設会社からこの仕事をこのようにせえと言われりゃ、それに従わないと仕事は回ってこないわけですよ。設計事務所も一緒ですよ。下請けですよ。最初からそういうふうにしてくれりゃ、設計事務所も迷わないで堂々と集成材で設計ができますよ。

市長は、それを言うのを最初の段階で設計事務所に伝えればいいわけですよ。これで設計してくれて。途中で変えるのじゃなくして。そこから議会から見た角度ではおかしいちゅうわけですよ。ね。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

そういうこれから反省もしてもらわないと、今後もこういった形でいろんな形で仕事をやられると、もうこれはたまったものじゃないと思いますよ。反省はしないんですか。そこについては。

副市長は、市長の女房役として行政でも一番詳しい。副市長のかわいい後輩の笹山市長が、仮にこの議員席から私が言うようなことを質問したときに、副市長は何と答弁をされるでしょうかね。やはり物事には順序がありますよ。その順序が狂えば、いろんなところにひずみが生じるわけですよ。だから、そういった分野について、副市長としてアドバイスの言葉はできないですか。

○副市長（大橋近義君） お答えになるかどうかわかりませんが、木材利用の必要性というのは、議員もよくご理解をいただいていることだと思います。そして、今回の建設にあたって、何とか安い経費で建設ができないかということの行政側の希望というものも、ご理解をいただいていることだと思います。

そういう中で、一番最初に示されたものが、こういうことだったからということですが、この今回の建設にあたってのプロポーザル方式というので事業が進められたということは、あくまでも企画提案でありまして、その提案が施工者のほうでいろいろともっといい方法はないかということ要望しながら、お互いに協議しながら建設の段階に進むということも、この建設の一つの趣旨でありました。

そういうことで、具体の説明がどの時点でなされたかということも、議員がおっしゃるわけですが、建設側としましては、教育委員会側としましては、しかるべき時期で、しかるべき時に説明は申し上げているというふうに理解をしているというふうに思います。ご理解をいただきたいと思えます。

○15番（堂森忠夫君） もうこれに関しては質問はしませんが、市民、いろんな専門家から見れば、これは今の始良市の状況から判断すれば、最初に提案すべき内容だなと。途中でこうして変えるというのは、職権乱用にも通じるんじゃないかというような人もおられると思います。だからこの今回の件については、三役は十分反省して、このようなことがないようにしていただきたいと思えます。

時間が大分経過しましたので、もう次に入ります。

地域再生ですが、子育て基本条例もできまして、私は、これができて非常に次の世代に向けての希望が生まれるんじゃないかなと思えます。

時間もありませんので、簡潔に述べますけど、今、加治木地区、ずっと学校でも太鼓踊りを踊ったりして非常にいい環境にあるんですが、また近いうちに太鼓踊りがありますけど、学校の先生たちも、地域の太鼓踊りに参加するような呼びかけを教育長のほうからできないでしょうか。もし踊った場合に何か問題がありますか。それについてお答えください。

○教育長（小倉寛恒君） 今、学校で、それぞれ伝統芸能を地域地域のものがありますので、太鼓踊りを伝統的にその学校で継承している、特定の学年・学級で担当しているということは、地域の保存会の方から指導を受けながらやっているということもございます。

そういう意味では、全体でその太鼓踊りに取り組むというわけにはいきませんが、より多くの学校が、それぞれの地域の伝統芸能というものを継承していくということは、必要なことでありますので、校長研修会等でも、そのことは日々督励しているところでございます。

○15番（堂森忠夫君） いい答弁でした。それと、これから鹿児島県も上海に研修に出そうとか、いろいろ研修が盛んになるようですが、研修は大いにしていきたいと思いますけど、やはり市民が歓迎する研修をしていただきたいなと思えます。

その中で、これからやはり体験がないと、今さっきみたいなこういったことも起こると思うんですよ。いろんなことを職場体験したり、いろんなことをしておれば判断もしやすいと思うんですよ。だから、これからどんどん地域の中で、身近なところで、異業種交流を通しての研修、これをどんどんやっていただきたいなと思うんですが。それで、中学校の場合は副担任がありますけど、小学校の先

生は副担任がないんですよ。だから、小学校も副担任を設けて、交代で研修に出るとか、そういったことは、今後考えていってもいいんじゃないかなと思うんですが、教育長、どうでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

小学校の場合は、確かに副担任という制度はございませんけれども、いろんな本市でも研修会を行っております。職場体験におけるそういったことについての研修とか、あるいは学校経営についての研修、そういった場合には、教頭とか校長が学校の教室に入りまして、補教を行っております、そういった形で、小学校のほうも研修には積極的に参加するように努めております。

以上です。

○15番（堂森忠夫君） 私も長年PTAに携わって、学校の先生たちも校長も教頭も大変です。お互いに支え合い、やはり環境を整えていただきたいと思います。副担任も、私は今後はいい制度だと思いますのでですね。

それと、教育長にですね。私は、毎週金曜日の朝、倫理法人会の、文部省が推薦しているんですが、これの経営者のモーニングセミナーに参加しておるんですけども、市長も副市長も眠いところを参加していただいたことがあるんですけども、やはり社会のいろんな分野を教育長も知り、そしてまたそれをいろんな研修分野に生かしていただけるんじゃないかと思うんですけども、そういう地域の経営者たちの勉強会に、研究のために参加してみようかなというようなそういった決意がありますか。

○教育長（小倉寛恒君） 今いろんな研修会には、決して消極的ではなくて積極的に考えているところでございまして、そういう機会があれば、そういう機会には参加したいというふうに思っております。

○15番（堂森忠夫君） ぜひ参加してみてください。いい参考になろうかと思います。また、経営者の中にはいろんな方がいらっしゃいますので、いろんな話も聞けますから、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

市の職員も、今回すごく今何ちゅうのか、NPOの担当もできていい環境にあるんですけども、これもどんどん生かしていかなきゃならないんですが、答弁も異業種交流とかそういうのをやっているということですけども、今以上にやはり地域密着した研修ですね。職員の中でも田んぼをつくっていらっしゃる方がおられると思いますけど、そういった人たちは、自分のところでそういう農家の苦しいのもわかるでしょうけど、そういった農業をしていない人たちは、自分が不得意分野の分野の研修、そういったところに行くといい勉強になると思うんですが、そういったのをこれからどんどん積極的に取り組んでいくべきだと私は思うんですが、市長、そういった心得の道筋はつくれないでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

今、既に自衛隊、それから民間の企業に研修には行かせているところでございますが、さらにこのまた交流を、製造業、こういうのも市内にはございますので、そういう方向で研修には参加をさせていきたいというふうに考えております。

○15番（堂森忠夫君） 時間がありませんので質問はしませんが、今回の体育館のこの鉄骨から木造に変えたこういったことは、ほかの分野の業務にも言えると思いますので、各担当課の声を十分聞けるようなそういう環境をつくっていただきたいなど。

そしてまた、鉄骨から、何で議会に鉄筋コンクリートで鉄骨で説明したか、この意図はつかめませんでしたけど、首長が俺の言うとおりにせえというような形でやっていると、始良市の未来はないと思いますので、十分今後反省していただいて、次世代のために頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○議長（玉利道満君） これで堂森忠夫議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度といたします。

（午前10時59分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

次に、2番、笹井義一議員の発言を許します。

○2番（笹井義一君） 登壇

議席番号2番の笹井義一でございます。5月18日・19日に実施しました第2回議会報告会で、議会の傍聴者をふやすためには、議員みずから住民に対して、一般質問の内容や発言の時間、日時などを知らせて、お知らせを行うなど、主体的な活動が必要と、このような声がございます。早速実行いたしました。多くの方々に来場していただいたことに敬意を表するとともに、議会報告会の効果が少しでも発揮できたことを実感しております。

さて、地球規模での地震、津波、ハリケーン、鳥インフルエンザ、地震など、異常気象は、世界各地で猛威を振るっております。思わぬ地域で想定外の現象が起きており、専門家の予想をはるかに超えたスピードで進行しているようにも思われます。

ことしも、梅雨の季節を迎え、その梅雨が過ぎると台風襲来の時期を迎えます。近年の降雨は、ゲリラ豪雨と言われて、時間雨量100mmを超えることは日常的と言っても過言ではありません。「備えあって憂いなし」という昔のことわざがございますが、現在では通用しなくなってきているように感じます。いつ、どこで、どのような現象が発生するか。科学が進んだ現在では予測可能になりましたが、人間の力では、自然の猛威には太刀打ちできません。

ことしも異常気象現象が発生しないことを祈りながら、通告した2項目について質問を行います。

まず1点目でございます。雨水排水対策について。

要旨、平成5年の8・6水害から20年が経過して、当時の実態を知らない世代がふえております。8・6水害が起きた年、鹿児島県内では、大雨や台風襲来が相次ぎ、至るところで土砂災害や洪水が発生、犠牲者は県内で121人に上りました。早期避難の重要性、1時間100mmの豪雨への備え、情報伝達の難しさなど、防災の課題を浮き彫りにしました。

始良市においては、本年度に3億7,800万円をかけて、加治木地区の防災無線が設置されまして、市全域の情報伝達手段が整備されることは、評価すべきことであります。

新市においては、スマートインターチェンジの設置や火葬場建設など、生活の利便性向上対策には力点を置いているが、住民の安心・安全への対策がおろそかであるという市民の声を耳にします。

24年第3回定例会の里山議員の質問に対して、冠水する地域の排水調査結果は、始良地区26か所、加治木地区14か所で、推定概算事業費が200億円を超える額になるという答弁がございました。200億円を40か所で割ると、これは単純計算でございますけれども、1か所当たり5億円が所要額であると考えられます。そのうちAランク指定が14か所あり、整備計画の中で提示すると答弁しております。14か所を整備する概算事業費は70億円相当と予測されます。

生活の利便性対策向上と住民の安全・安心対策は、バランスよく実施すべきと考えております。雨水排水対策について、市長の考えをお聞きします。

2番目に、子育て基本条例の具体的な実践について、お伺いをいたします。

要旨、近年、児童の登下校の安全確保を目的に、見守り隊が県内各地域で結成され活動しており、始良市においても校区ごとに帽子の色を変えて安全パトロールが実践されております。

私が所属する松原上自治会では、平成18年度に自治会の予算で、帽子と腕章を調達して活動を開始いたしました。発足にあたっては、高齢者は児童を見守り、児童の保護者は高齢者を見守るという方程式を予測しておりましたが、子ども会組織の崩壊の危機を目のあたりにして、子育て世代に高齢者の見守りを求めることには無理があると認識するに至っております。

そこで、松原上自治会では、平成22年に、松原ふれあいネットワーク部会を立ち上げて、7人の民生・児童委員を中心にして、地域の独居高齢者、あるいは重度障がい者など、弱者に優しい地域づくりに努める活動を始めております。

25年4月24日の南日本新聞に、「子どもが高齢者見守り、出水『サポート隊』来月始動」という見出しがございました。記事の内容は、市立の22小・中・高でそれぞれ組織し、学校ごとに活動計画を立てて活動を始めるということで、出水市青年の家で、11日、各校の校長が集まり結成式が開かれ、西出水市の古河校長は、地域の実態にあわせ、児童のアイデアを生かした特色ある活動にしたいと述べたと結んでございました。

始良市では、県下で初の子育て基本条例を制定しました。子どもが知・徳・体の調和のとれた生きる力を身につけ、ふるさとを愛し、誇りに思い、公共の精神を持ち、よりよい社会づくりに貢献する自立した人間に成長することを目的としています。

私は、出水市の取り組みは、子育て基本条例の目的を実践しているように感じています。取り組みの方法や内容は、地域によって異なるものと考えておりますが、出水市の実績を参考にして、26年度以降、始良市独自の取り組みの実現を望んでおります。子育て基本条例を具体的な形で実践することに対して、教育長の考えをお聞かせ願いたい。

あとは、2回目からは、質問席で行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

笹井議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、2問目の子育て基本条例の具体的な実践についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1 問目の雨水排水対策についてのご質問にお答えいたします。

雨水排水対策につきましては、始良地区は平成9年度に、加治木地区は15年度に市街地雨水排水基礎調査を行っております。

しかし、調査実施後長時間が経過し、社会情勢の変化により、流域内の宅地化が進んで、流出量が増加しており、計画の見直しが必要な地区もあると考えられます。

全域の総合的な雨水排水対策につきましては、相当な事業費が必要なことから、今後その計画的な対策について検討していきたいと考えます。

なお、緊急性などに考慮し、現在、始良駅前通り線や岩原地区の排水路工事を実施しております。

○教育長（小倉寛恒君） 2 問目の子育て基本条例の具体的な実践についてのご質問にお答えいたします。

子育て基本条例の具体的な形での実践において大切なことは、基本理念を市民の一人ひとりがしっかりと共有していくことだと考えます。そして、それぞれの立場の大人が役割と責任を自覚し、意識的に子どもとかわかっていく中で、支え合い、補い合う緩やかな結びつきや、子どものためにじっくりと寄り添い、働きかける協働の取り組みが展開していくことを構想しております。

具体的には、既に昨年度から中学校区ごとに、家庭学習の共通実践を図ったり、これまで実践されている地域人材による読み聞かせや、朝夕の登下校の見守りなど、それぞれのブロックごとに取り組みの強化を行ったりしているところです。

また、挨拶など家庭、地域と一体となって道徳性を高めていこうというモラリティ・インクルージョン推進事業により、学校だけでなく地域全体での道徳性を高める事業もあります。

今後、子育て基本条例に基づき、関係機関、関係部署、各種団体等の関係調整が図れるよう、スクール・サポート・ボランティア・コーディネーターを中学校ブロックごとに置き、子育てに悩む若い保護者に地域で対応できるよう取り組むなど、社会全体の協働の子育て・人づくりが各関連分野で広がるよう進めていきたいと考えます。

なお、出水市での取り組みは、本市においても既に同様の取り組みが展開されており、具体的には、学校で育てた花鉢を地域の高齢者の方々に届けたり、学校の行事に高齢者を招待したりするという取り組みで、子どもと高齢者が交流する中で、お互いに笑顔を共有し、思いやりの心、子どもの道徳性を高めるものになっていると考えております。

以上で答弁を終わります。

○2 番（笹井義一君） それでは、1 問目から順を追って質問を行ってまいります。

まず排水対策についての中で、要旨の中で、始良市において——本市においては、この中で書いてございますが、スマートインターチェンジや火葬場建設など、生活の利便性向上対策には力点を置いているが、住民への安全・安心への対策がおろそかであるという市民の声を耳にしますというふうことを書いております。

そこで、これは市長にお聞きしますが、市長は、この生活の利便性の部分、これは、ソフトもありハードもあります。それから生活の利便性と市民の住民の安心・安全の対策、この部分がバランスよく実践されていると思われるのかどうなのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○市長（笹山義弘君） まず1点、始良市になりまして、従来から申し上げておりますように、市政としての、市としての整備ということも一方ではしなければならぬ。一方では、排水対策全体事業として、300億円近くになるろうと思いますが、それらの事業をおろそかにしているということとはございませんで、その事業費が大きいということと、それとバランスよく全域をしていくということについて、その優先順位をどのようにつけるかとか、そのようなこともあろうかと思いますが、そういうことを考えましたときに、でき得るところからということで、始良駅前、そして岩原地区、そのように手がけてございますので、決してそのようには意識していないところでございます。

○2番（笹井義一君） 今申されましたことは、確かにそのように進んでいることは確認しております。これを順次進めていただきたいということは考えているわけでございます。

私は、今回の一般質問を行うにあたりまして、平成24年3月に発行された始良市地域防災計画をひもといてみました。災害発生時を想定したものであり、災害予防対策にはあまり触れられていない。言いかえると、災害対策計画書であるところのように感じたわけでございます。

始良市は、海岸部から中山間に及んでおり、自然条件から見て、台風、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火等による被害を受けやすいとされ、災害を減らすためには、自助、共助、公助の連携が大切であるとこの防災計画書に書かれております。

私は、災害を減らす公助の役割を問うているわけでございます。20年前の8月1日の災害を想定して、土砂崩壊防止や冠水被害防止など、雨水排水対策をどのように講じるのか、改めてお伺いをいたします。

平成5年8月1日の豪雨の始良市の被害状況でございますけれども、時間最大雨量が105mm、死亡者がわずかに1人、家屋全壊15戸、半壊が20戸、床上浸水が63戸、床下浸水が749戸と、このような形になっているわけでございますけれども、これは、本当に運がよかったというしかないと思っております。このような排水対策をどのように講じていかれるのかをお伺いをいたします。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

排水対策につきましては、さきの議会でもご質問がありまして、先ほども市長が答弁を申し上げましたが、加治木と始良、業務的には多少異なる調査でございますが、排水対策を講じなくてはならない水路、区域等について調査をしております。

その中で、先ほども議員のほうからございましたが、ランクづけをして、緊急度の高い区域、排水路等について調査が上がっております。

ただし、これは、確率的に20年に1回とか、10年に1回とかいうことで、多少差はありますが、公共的に比較はできない面もございまして、委託をして調査をしたもので、今後実施する上ではこれを基本として、今の現状の取水状況等を加味して、今やっております、加治木が岩原本通線、始良が始良駅前通線、それと県のほうが——国交省のほうが、加治木バイパスのちょうどおりたところを網掛川のほうに排水対策をしております。

そういうふうにして、非常にそういう雨水の緊急度整備が高い順に、個々に委託を出して整備していく予定でございます。

○2番（笹井義一君） 今、部長の答弁では、なかなかつかみづらい答弁であったわけでございます。

私は、この手元に、平成8年に始良町が実施した雨水排水調査の結果の表をつくっております。

これを見ますと、始良町市街地雨水排水対策基礎調査ということで、今も重富にございます共進測量設計株式会社に委託しております。

この6地点の調査結果を私はまとめているわけでございますけれども、そのうち、調査番号で言いますと、87・88号水路ということで、山野海水浴場近くのところに林田団地というところがございませぬ。ここが流域面積7.8ha、流水出量が毎秒0.95 tの水が流れてきておりまして、冠水するというようなことで、ここには小規模な排水機場が設置されております。

あと残りの地点、7地点が整備されるについてどのように対処されるのか、このことについてお伺いしたいと思います。まず重富漁港付近の地域でございませぬ。これは、さきに申し上げました里山議員が質問を行った地域でございませぬが、流域面積が44.1ha、流水出量が5.55毎秒/m³、水路断面は整備しておりますけれども、満潮時になると、はけ口がないということでございませぬ。ポンプアップに要する額が9億2,690万円。

それから、重富団地のところ、これはやはり山野海水浴場のところになりますけれども、これが流域面積41.2ha、流水出量が3.86毎秒/tとこういう形で示されているわけでございます。それぞれ水路の断面不足の率もずっと書いてございませぬ。

そこで、西本グラウンド沿い、この前、今度松原上自治会から出されているわけでございますけれども、執行部のほうにも資料は渡してございませぬので、その辺を見られて、今後どのような形でこれらの整備を進めていかれるのか。そのことをお聞きしたいと思います。

7か所の費用総額は、67億5,800万円、1か所当たり9億6,500万円、このような数字が出てきているわけでございます。

最初、一番最初の質問で、1か所当たり5億円と計算しておりますけれども、その倍の費用を要するようでございます。

先ほど今、何と申しますか、始良駅の場所と、それから木田のほうを今やっているということでございませぬけれども、やはりこれは年次的にと申しますか、重要度の必要性の高いものから順次進めていく必要があると。やはりそのためには、事前にそこをしっかりと調査して、そして事業費を把握して、ここならどのような形でやれるのか。そして、もしそれができなければ、どのような対策が図れるのかということも必要だと思っておりますけれども、そのようなお聞きをさせていただきます。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

ちょっとお聞きしますが、重富漁港の件もお答え。整備方針を。対策を。すいません。

○2番（笹井義一君） 今、調査が8地点ありまして、1地点は、これは旧始良の範囲です。8地点は整備がなっていると。しかし、あとの7地点について、これから整備していかねばならない。総体的にどのような形で考えていくのかという、そのことをお示し願いたいと思っております。

○建設部長（蔵町芳郎君） 失礼いたしました。

議員が今、言われた7か所について、調査報告が上がっております。やはり強いて、西本グラウンド沿いの排水について私どもの考えを申し上げますと、県の自動車学校の北側の別府川沿いに位置しているところでございませぬ。

先ほどもございましたが、平成5年災に床下・床上浸水が確認されたところでございます。自治会からも要望書をいただいて現地調査をしております。

ここの調査結果によりますと、調整池プラス、ポンプアップが必要な箇所というような調査報告をいただいております。金額的にも14億と、その調整池の造成及び強制排水のポンプというような調査結果をいただいておりますが、これは、現実的に今の段階では不可能というような考えでおります。金額的にも。

それで、あそこはご承知のとおり、干満の潮が満ちて潮だまりもあるところでございますが、強制ポンプについては、やはり維持的な面、初期投資的な面についても費用がかかる関係で、何とか調整池による完全な雨水対策にはなりません、時間をずらす形での浸水を防ぐためには、調整機能を持った調整池の工事といいますか、そういうことを今、部署内では検討しているところでございます。

○2番（笹井義一君） 今、西本グラウンドが、試験場近くの水路のことを申されましたけれども、このことは、さきに松原上自治会から、この排水路の整備とあわせて排水機場の設置の要望書が提出されておるわけでございます。

このことについて、今相当な額を要するというので答弁があったわけでございますけれども、これをもう少し具体的にどんな状況なのか、排水路の状態がどうなのかといいますと、一番今調整池をつくった一番下流のほうは、相当な断面積で、幅が4m20、高さが1m70、断面積でいいますと7.14m²あるわけです。ところが、実際調査結果で必要とする断面は、幅が8m、高さが1m90、断面積が15.20で、結局今、現況面積は、必要断面積の47%しかない。

それから今度は、それから先の150m～106m、結局265m、あるいはその先の加えて148m、約400m近くの間は、幅が今1m60あります。高さが90cmあります。断面積が1.44m²。これを今度は、本当に必要な断面はどうなのかということで調査結果は、幅が5m、高さが1m30、断面積が6.50m²必要だということで、今現在の水路は、流せる能力は、計画に対して22%しか流せない。このような状況なんです。

だから、もしここを改修するとすると、別な路線の道路下に200ぐらいのボックスを埋め込んで、そして西本グラウンドの脇の水門のところまで運んでいかなければならないだろうと。そうすることで、水がさっとはけていくでしょう。しかし、ここに問題があるわけです。一気に水がぼんと出ていったときに、その一番低いところは水位がぐっと上がっていきます。

ですから、私が思うのは、ポンプが設置されなければ、ここを広げるのは非常に怖い。途中でいろんなところで湛水し、水がたまって、そして一気に水が行くのを防ぐ。これは、本当に今の状況では必要なんです。しかしながら、今のこの気象状況を見て、いつ100mmのゲリラ豪雨の雨が降るかどうかわからない。本当にいつ何が起きてもおかしくない。そのような状況の中で、お金が、ポンプだけで11億2,400万で試算されております。排水路から全てを整備すると、約14億のお金が必要とされるわけなんです。

じゃあ、これをこれだけ必要だから、こんなに高いお金が必要とするから、できないからこれをやめましょうという話で済ませていくのか。あるいは、長期的な計画を立てて、そして対策を練りながら、これが実施できるような形でやっていくのか。その辺について少し市長の考えもお聞かせ願いたいし、それからまた実務レベルのほうのお話もお聞かせ願いたい。お願いいたします。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

今後、どのような形で雨水対策をするかということでございますが、旧町時代にもこの西本グラウンドのこの雨水の排水については、調整池を田畑を——田んぼを3,000m²ほど購入して調整機能を持たせております。これも旧町時代からいろいろ要望があり、その浸水の実態で旧町時代に実施したものだと思えます。

できる範囲内かどうか、そういう形であったと思いますが、新市におきましても、潮だまりの近く等に土地を提供してもいいというような民間の方——言いますが、西本グラウンドというのが1haほどございます。そのグラウンド沿いに、排水路が1mほど下のほうに排水路があつて、先ほどの樋門のところには排水口に行くわけでございますが、この1haについて、現在も満潮時には逆に水が入つて、その潮が逆流している状況もでございます。この1haを調整池とする場合、造成工事等も必要となってきます。

造成工事というのは、多少その調整容積を広げるために掘削するという形になりますが、この掘削につきましても、樋門の底版がもう決まっておりますので、それ以下にすれば、逆にそこにためたやつをポンプアップしなくてはならないという状況もでございます。これらの調整池候補的な土地もございます。それと、その建設した場合に、どれだけの効果が得られるか。今後ちょっと調査研究させていただけないかと考えているところでございます。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 排水対策につきまして、従前のやり方と少し変えているというところは、どうしてもこの0m地帯的なのは、市内各地にあるわけでございますが、そこに至るまでの間に、横だしをしていこうということではしているところでございますが、大きな事業を伴いますことから、そのその効果、始良駅前通線、それから岩原線、この工事が完了しますと、その辺の検証もできるのではないかというふうにも思っておりますが、そのやり方で実際にいいかどうか。始良地区においても、各地でそういう事象がありますので、どこへどのように出していけばいいかということも図っていかなければならないというふうに思います。

それで、大きな事業を伴いますことから、事業選択として、そういう事業を本格的に入れるというふうになりますと、全体整備の予算がどうしても減額されざるを得ないと。その辺は、市民の皆様方にもお諮りしながら、議会の判断を仰ぐということになろうというふうに思います。

○2番（笹井義一君） この地域につきましては、以前から橋のかさ上げとか、それから今調整池を造成していただくとか、それから警報装置をつけていただくとか、さまざまな取り組みをしてまいっているわけでございます。それでも、そこに住んでおられる方々には、それでもやはり不安だと。これはそのとおりだと思います。

私は、一つ考えたのは、あすこに警察署ができる。で、警察署ができた時点で、これでもう何とかなるだろうという思いが頭の中にございました。というのは、警察が浸水——あの辺一帯が浸水して、そして緊急自動車も警察のパトカーも出動できないと、このような状態になったときというのは、黙ってても県のほうでこれは取り組んでいこうと、それは自分の頭の中には確かにあります。

ですから、それまでやはり待たなければならないのかなという思いはあるわけですがけれども、しかし、やはりいろんな面で、排水機場を設置すると、これは電気料からいろんな設備投資からすると、

投資をして、そしてそれを今度は維持管理していく。いつ来るかわからないその大雨に対して、莫大なお金を使っていかなければならないということを考えたときには、やはり行政が考えておられることと、それから地域が求めていることには、当然ギャップがあってしかるべきだろうというふうに考えているわけです。

今、建設部長のほうから話がありましたけれども、一つ私どもが、松原上自治会が、これまで40年過ぎを経過するぐらいの間、西本病院の先生の好意を受けて、あそこをいろんなあれで使わせてもらって、市長もおいでになりましたけれども、運動会だ、夏祭りだ、いろんな行事をあそこが地域の拠点として使わせてもらっているわけでございます。

また、大雨のときには、あそこがその水を確保するための、言えばため池みたいな感じで、あそこで未然に防いでいる部分もあるわけでございます。

これも先ほど話がありましたように、売りたい、買っていただきたいという話もあったとこのように聞いておるわけでございますが、このことについても、松原上自治会からも、これを何とか始良市で購入できないかという要請もしております。

この辺のことについて、ポンプは、それは何かやっぱりきっかけがなければ、これは、そうだろうと思いますけれども、やはりこれまで40年余、地域のために使われてきた施設を今買っていただきたいという要請があって、そして今度はその用地が地域のために排水対策のために一つ、それからもう一つは、やはり地域活動拠点として、コミュニティの拠点としてここが使われている。

今、帖佐第一地区土地区画整理事業で造成した近隣公園ができますけれども、これは、多くの人たちが使う施設で公園でございまして、これを日常的にじゃあ自治会で使えるかということ、これはなかなか大変厳しいところもあるだろうということを考えると、やはりこの西本グラウンドを始良市のほうで何とか手に入れていただいて、そして現状を維持する。

ここに、かさ上げして住宅が建ったりしてくると、もう環境が変わって、結局雨水は全て水門のほうに行って住民の宅地のほうに流れ込んでいくと、このような状況になってくるわけでございます。そのようなことから、一つ市長のその西本グラウンド購入に対するお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 西本先生のご好意によりまして、地域のみならず、始良市全域にこの土地を提供いただくことによるご貢献をいただいたと、大変ありがたいことでありますし、先日も家族の方ともお会いして、本当にそのことは深く感謝を申し上げたところでございます。

そういう中で、一方では、排水対策にかかるその土地利用ということも考えられるわけですが、担当課にこの面積を、例えばプール化してどの程度効果があるかと聞きましたところ、なかなかこの域地を全部ということには、とてもならないということもあることから、なかなか悩ましい問題でございます。

それで、そのことと、この地域で活用いただいていますので、そのことをどのように処理していくかということは、分けて私としては考えていきたいというふうに考えますが、この市で今はお借りしている形ですが、購入して共用するということになりますと、対象が市全体——市民に対しての共用を図らないとならないということもございまして、その辺も含めて担当部署としっかり協議をしてまいりたいというふうに思います。

○2番（笹井義一君） このことについては、前向きにご検討をいただきたいと思います。

次に、この排水対策を一応ここで終わらして、子育て基本条例の具体的な実践について、質問をしていきたいと思います。

実は、この質問を出す前に、頭だしだけだというふうに考えておりました。しかし、昨日の同僚議員の一般質問に対して、「始良っ子子育て審議会で実践すべきことはできている。これに基づいて子育て基本条例を制定した」と、このように答弁されましたので、早速家に帰って報告書を読み返しました。

始良市が目指している子育ての方向は、家庭、学校、地域、事業所、この4つが同じ目標に向かって、ともに働いて動く——協働するということが述べてございます。それぞれの果たすべき役割と責任も詳細に記載されておりました。で、このような冊子になっているわけですね。

この中で一番大切なことといたしますか、こういうやり方を、あるいは考え方を、地域も、そして学校も事業所も、それから家庭も、共有してこれをやっていかなければならないと、このように書いてございます。全くそのとおりだと思っております。それでなければ、これは実践できないことだと思っております。

このことを各家庭に、地域のそれぞれの家庭に対して、どのように周知されているのか。そして、それがどの程度認識されているとお考えでしょうか。まずその点をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（小倉寛恒君） それぞれのPTA戸数に対して、全てこの冊子を配付するというのは、非常に難しいところもございますので、今の段階では、それぞれの学校で、5月のはじめにPTA総会がございまして、ここで十分説明してほしいということで、4月の校長会では説明したところでございます。

そのそれぞれPTA総会において説明を受けたものを、これからやはりまたさらに学級で、また学級PTAなどで、あるいは日曜参観などでも、また詳細に伝えていってほしいと。そういうことで、だんだんこれは、一気呵成には難しいかもしれませんが、浸透していくものというふうに考えているところでございます。

○2番（笹井義一君） 今、学校でPTA会とかそういう場で、学校側でいろいろ説明すると、そして働きかけをすると、そういう答弁をいただきました。しかし、ここに一つあるんですね。課題がね。PTAに出て行かれる家庭は、あまり問題ない。ここに出て行かれない家庭に問題がある。

それから、このような冊子をいただいても、私もやっとなら読みましたけれども、なかなかこれを読めるものではない。であれば、骨子の部分、それから家庭がやらなければならない——この報告書の中にも家庭の役割というのが非常に重要であるとのように書かれております。まさにそのとおりだと思います。

子育ての基本は、家庭であります。それを補い、今度は学習能力・学力をつけていく。体力をつけていく。スポーツをつけていく。これは学校であろうかと思えます。

一つ自分も反省しております。というのは、今自分を振り返ってみますと、現在子育て中の親、これは自分が育てた子どもなんですよ。その子どもたちが——地域全体で育てたその時代に育った子どもたちが、なぜ今このような状況に陥っているんだろうかと。なかなかこの具体的にその理由は見出せない、そんな感じを思っているんです。

やはり少し考えるには、日本経済が高度成長期での育ったこの子どもたち、そして高度成長を遂げて、バブルが崩壊して、そして世の中が大きく変わって変貌したそういう時代背景。それからハイテク、いろんな機器ができてきて、もういつでも瞬時にいろんなものがある。そういうこともこの中にも書いてございますけれども、そういう要因があるように感じております。だから、我々も反省はしなければならぬわけでございます。

この報告書に少し気がかりなところがあるんです。家庭に祖父母の姿が見えておりません。同居していなくても、ちょっと離れていても、その祖父母の役割というのは非常に大きいわけでございます。もう一つは、学校に先生の姿が見えていないんですよ。学校、学校、学校というそういう表現になってきております。それから地域に自治会、一つの組織、確立した組織があるわけですが、その自治会という名称が見えてきていない。こういうことが少し気がかりでございます。

先ほども申しましたように、自分の子どもたちを見ていて、その子に対するしつけがなかなかできていない。私たち、じじばばのほうが、よっぽどこの面では、たけていると感じております。

私も、孫が何人おりますかね、7人おまして、小学生のときには、箸の持ち方、鉛筆の握り方、きちんとできておりました。ところが、中学生になって生意気にも握り方が変わってきているんですよ。変えようとするば、変えなさいと言えば——飯を一緒に食べますから、変えなさいと言えばこうやれないんですよ。そうすると、小学生のまさに姉ちゃんであれば、弟がこんなにするんだがねと教えるんですよ。

だから、どこでそんなに変わるんだろうかと。変えなきゃみんながこんなして鉛筆で字を書いている。ぴしっとこう握って書きなさいと教えて、そのとおりにしておったものが、みんながそうしておれば、自分だけあたり前にしておくとか何かおかしくなって感じて、一人前じゃないという思いなのかなど、そういうふうな思いもあるわけですけども、そんなに変わってきています。

この中に、おやじの会も書いてございます。じじいの会もあっていいんじゃないかなど、そんなに思うわけでございます。

この報告書の20ページには、学校の教育の原点として家庭教育の向上が掲げられ、育みたい資質、あるいは能力等について10項目が掲げられている。そして、48ページと49ページに、始良っ子を育てる協働の10項目のポイントが、家庭、学校、地域、事業所、行政それぞれに示されているわけでございます。

先ほどお話を聞きますと、いろんな花を育てて高齢者に配ったりとか、それから高齢者を学校に来ていただいて交流を図る。確かにそれは、地域の中で老人クラブの方々がそういうところに行ってきたり、交流をされているということは承知しております。

一つだけ最後にちょっと聞いてみたい。これは、以前は本当に子どもたちは自由であったと。ところが、塾ができて——学校があれば塾は要らないと思うんですけど、塾ができて、それに行かせているのが親なんですね。

それから、最近、スポーツの塾といったらいいのか、授業といったらいいのか、それをビジネスにしているそういうものがどんどん出てきて、特にサッカー等については、それがやっぱり相当動き出してきております。そういうことをしたときに、地域の行事になかなか参加できなくなって参加できなくなる。したくても、そちらの層に行くというそういうことも出てきているんじゃないかなど思っているんですよ。

ですから、そういう問題は、教育委員会でも行政でもなかなかこれをとめることはできないだろう

と思うわけでございますけれども、一つ、学校の中でさっき先生の姿が見えないということを申し上げましたけれども、例えば建昌小学校であれば、建昌小学校の各自治会がございます。その自治会の中に先生をあなたはどこ自治会の担当——松原は大きいから松原は3人ぐらい担当を割り当てて、そしてそれぞれ東原とかいろんなどころに先生方を割り当てて、そしてその地域の行事があるときには、そこに参画する。そうすると、親とか何とかと地域の方々とのいろんな接点ができるという、そういうことは一つの考え方ではなかろうかと考えるわけですね。

ですから、祖父母の活用であるとか、それから教師の地域担当を決めて地域行事に参加する。多くそんなにたくさんあるわけでございませぬ。塾、あるいはスポーツ競技のさっきも申し上げました指導事業対策、このようなことについて、最後に教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○教育長（小倉寛恒君） 今ご指摘のように、日本は、この高度経済成長期からバブルの時代に向けて、やはり大きく子育てについての変容があったということは、もうご指摘のとおりだと思っております。

だから、保護者の子育てというのが、いわゆる地域偏重の自分本意の考え方が中心になってきた子育てになってきていると。これが塾に走らせ、そしてスポーツで一流を目指す、プロ化した方向へ目指すそういったスポーツのクラブに入るという方向に走ってきているんだろうと思います。

そのこと自体は、歯どめをかけるということには難しいわけでありませぬけど、しかし、やはり子どもたちの成長は、それぞれ子どもによって違うわけでありまして、中学校までで非常に成長した者もあれば、高校から大学に開花する者もおれば、その後において大きく開花していく者もおるわけです。

やはり日本人は、あまりにも事を短時間で見極めようとする。高校はどこを出たか、大学をどこを出たか、こういうことで全てを評価してしまう。こういったものが、日本のやはり子育ての大きな過ちであろうと思います。

やはり始良市では、こういった条例をつくりましたのは、人類がここまで発達してきたって、やっぱり子育てがきついで、大変だけれども、楽しくまた喜びがあったから人類はここまで発達したと。ところが、日本をはじめとして、欧米諸国は、少子化で悩んでいる。なぜかと、こういった今ご指摘の地域社会、祖父母、こういった緩やかな子どもたちを見守る子育てのセーフティネットというのが、全く失われてしまったということだろうと思います。

今この条例そのものは、急速に何かが起こってくるというものではありません。これを拳々服膺していただくことによって、この地域社会というものは、やっぱりしっかり緩やかに結びついていくことであろうし、また子育てということにみんなが関心を持ってくれる。そういうことにつながっていけば、この効果はあったというふうに思っておるところでございます。

具体的に組織として、学校とか、地域社会としか書いてございませぬけれども、当然一人ひとりがということでございますので、その点は、ご了解をいただきたいと思っております。

○2番（笹井義一君） 終わります。

○議長（玉利道満君） これで笹井義一議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。午後からの会議は、1時15分からやります。

（午後0時10分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 11 分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

次に、27番、吉村賢一議員の発言を許します。

○27番（吉村賢一君） 登壇

それでは、就任3回目の一般質問をここでやらさせていただきます。

傍聴の皆様方におきましては、本日は、おいでいただきましてありがとうございます。

昨日の議会では、日新公、いろは歌の格調高い勉強をさせてもらいました。「いにしへの道を聞いても唱えても我が行いにせざば甲斐なし」、昔の賢者の立派な教えや学問も口に唱えるだけでは役に立たない。実践・実行することが最も大事であるということでした。

最近になりまして、始良市においては、職員の皆様方のご尽力で、立派な都市計画マスタープランが作成されました。それが全ての家庭に配付されました。

その大きなテーマとして、1番から4番までありまして、②③においては、「豊かな歴史文化、自然環境を守り、生活の基盤として生かす」といった文言がございます。現実、現在あいらびゅ一号など、始良の文化歴史産業を世に紹介する攻めの姿勢で、始良市政は動いています。まことにすばらしいものだと思います。

そこで、今回は、始良市の歴史文化と観光をテーマに、一般質問をさせていただきます。

1番、港町活性化事業の網掛通り旧護岸の整備及び振興策について。

昨年12月の総務委員会の説明では、「酔っ払いが転んで危ない」、「県から違法駐車相談が来ている」、この二つの理由で、当時地元から何の要望もなかった網掛通り（網掛川左岸）も、この事業の追加範囲に含め、旧護岸撤去アスファルト舗装化を構想していましたが、課題を残して予算は多数決で議決されました。ところが、県は最近になって、網掛通りについては、予算補助を執行しないと聞いていますが、この計画はどうなったか、あるいはどうなるか、以下に質問したいと思います。

（1）3月議会では、①空洞調査を含め測量・設計中なのでその結果により検討する。また、同僚議員による質問の回答として、②今後文化財保護審議会の委員を含め、多くの専門家の知見や指導を受けながら開発と保存の調整を図っていく。と回答がありましたが、いずれもどのようになりましたか。

（2）地元説明会において下浜自治会長が、5月14日、要望書を15日付で市議会に提出すると発言された。その折、ほかに里道と側溝の整備をお願いしたいという要望がございました。

また、隣接護岸を壊した当時、この区間が残されたのは、これだけは残さなければならないという話があったからと聞いている。これを大事に思う人たちの意見も十分に聞いてほしいと下浜自治会長からありましたが、歴史財産として価値を認める市民の意見は、いつ聞かれる予定か、質問します。

それと、側溝の整備については、ポンプアップを含む下水道整備の地域全体計画が必要と思われるのですが、いかがですか。

（3）生活者の交通安全と歴史財産と港町活性化をお互いが譲り合える形として、以下の考えを提案したいと思います。いかがでしょうか。

①網掛橋左岸たもとから、いち松とらや前まで、コンクリート堤防沿い180mの区間を全て歩道に

してしまうと。

堤防側と旧護岸の間は、幅1.5m～2m以上ございます。恵比須神祠南近辺は5mの余地があります。この180m区間の堤防を含む一切を駐車禁止にして歩道化し、時に応じて祭り広場として使用することはいかがか。

歩道を分離し、旧護岸には、説明板・バンコを置くことはできないでしょうか。

②駐車禁止措置等については、県との協議は行いましたか。

2、龍門滝から龍門司坂・高岡公園一帯の観光開発について。

豊かな歴史文化・自然環境を守りながら、高齢化社会にも対応しなければならない時代となっております。

(1) 龍門司坂においては、身障者用の車を含みますと8台分なんですけど、普通車7台分の駐車場が完成し、片道500m弱の龍門司坂の散策が気軽にできるようになりました。ところが、ここにトイレがない。山に登って行ってもトイレがない。下ってきてもトイレがないわけです。新設が難しければ、近く設備を活用するというので、そのトイレがどこにあるか、案内表示をできないだろうか。

(2) 龍門の滝は、最近大型バスの乗り入れが多いと聞きます。温泉施設の中のトイレは、入浴者以外は利用できません。当然滝見台に上がる途中のトイレを目指すことになります。44段の階段を登った場所にあるトイレへの車椅子乗り入れは、非常にスロープが急角度な曲がりであり改善が必要である。足の不自由な人には別の道として、第3駐車場上のほうの駐車場から、小さな幅1m弱ほどの道筋沿いに案内板を幾つか設置して誘導することが考えられないか。

また、高井田用水遊歩道からトイレの位置まで、13段おりておりますが、そこに――石段をおりることになりますが、スロープを取り付けることはできないでしょうか。

(3) 高井田用水遊歩道については、ベンチを山側に置いてあるが、雑草繁茂の場合、誰も座りにくい。展望を考えると平野側に設置するほうがベターと思われるので、改善できないでしょうか。

(4) 周遊コースとして、龍門司坂を登り、さえずりの森、高岡公園から隈姫神社、宇曾ノ木滝、高井田用水、龍門滝温泉へのコース整備、案内板はできないか。

3、島津義弘公400年祭に向けて。

あいらびゅー一号も立ち寄り観光客もふえ、2019年で義弘公没後400年になります。

(1) このゆかりの地である精矛神社及び隈姫神社のトイレ駐車場は、お粗末な状態であります。これを何とか改善する手立ては考えられないでしょうか。

まずは、トイレが必須であります。なければ、観光客にとってはイメージダウンになるのではないのでしょうか。

(2) 鍋倉の稲荷神社のトイレも団体客が来た際は、混雑します。トイレ施設の改善はできないでしょうか。

(3) 護国神社の駐車場は、加治木図書館前利用になっていますが、昔の屋形図と駐車場・トイレの案内看板は設置できないでしょうか。

4、加治木図書館の移転と郷土資料館の拡充。

郷土館については、幾多の歴史資料が加治木の民家には埋もれています。聞く話によると、黎明館に寄贈なされている方もいらっしゃいます。さらに、これらの収納や展示に十分に対処するために以下のような提案をしたい。

- (1) 図書館を椋鳩十記念館の敷地及び近辺もしくは利便のいい箇所に移す。
 - (2) 図書館の跡地は、郷土館として使う。
 - (3) 学習室は図書館に残す。
 - (4) 図書館開館時間の検討（時間延長）、長期的にこのような検討はできないか、問います。
- あとは、一般質問席から質問させていただきます。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

吉村議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の港町活性化事業の網掛通り旧護岸の整備及び振興策についての1点目の1番目のご質問にお答えいたします。

空洞調査の結果については、空洞はないと結果が出ております。そのことから工事による堤防への影響は問題ないと考えております。

2 番目のご質問についてお答えいたします。

文化財保護審議会につきましては、去る5月17日に開催し、工事の概要説明を行い、各委員の意見を聴取したところです。

今回は、審議会としての統一した見解を求めたものではなく、委員個人の考え方としてお聞きしたところでありますが、それぞれの委員の意見としては、指定文化財として保存すべきとの意見はありませんでした。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

市民のご意見につきましては、地元説明会をはじめ、いろいろな機会に多くのご意見をいただいております。これからも必要に応じてご意見を伺っていきたいと考えております。

また、側溝の整備については、浜通線について改修を行う予定であります。

ポンプアップなどの下水道整備計画については、現在のところ考えておりません。

3 点目の1 番目のご質問についてお答えいたします。

堤防側に歩道をつくるというご提案をいただきましたが、当初予算では、歩行者の安全を図るため、人家側に歩道をつくることでご説明し、議決をいただいておりますので、そのように施工する予定であります。

2 番目のご質問についてお答えいたします。

堤については、県の管理となりますので、石堤のある区間の駐車等について、現在の取り扱いをお聞きしましたところ、河川に親しむなどの短時間使用については、規制しないとのことでありました。

また、国道からシズミビルまでの区間につきましては、商店街などを利用される方々の駐車スペースなどとして、一部空き地を確保する計画であります。

次に、2 問目の龍門滝から龍門司坂・高岡公園一帯の観光開発についての1 点目のご質問にお答えいたします。

ご質問の駐車場は、昨年度整備したものでありますが、龍門司坂入り口に既存の周辺施設案内板がありますので、この案内板の内容更新にあわせて検討してまいります。

なお、トイレにつきましては、本年度計画しております金山橋横の駐車場に整備することとしております。

2点目のご質問にお答えいたします。

ご質問のスロープは、コンクリートに石張りという固いイメージはありますが、スイッチバック式に3回折り返すものであり、車椅子の通行に支障はないものと考えております。足の不自由な方への案内につきましては、今後検討してまいります。

また、高井田用水遊歩道からのスロープにつきましては、高低差が2mほどあり、スペースの問題もありますので、現在のところ考えておりません。

3点目のご質問についてお答えいたします。

ご質問のベンチの位置につきましては、現在地のほうが歩行者への支障が少なく、眺望も大差はないと思われまので、移設につきましては考えておりません。

4点目のご質問についてお答えいたします。

周遊コースづくりにつきましては、現在策定作業を進めている観光基本計画の中で、その方向性などを定めていきたいと考えております。

市内には、これまで培われてきた文化や歴史を背景としたさまざまな資源があります。また、海や川、山といった自然環境や桜島の眺望に代表されるすぐれた景観にも恵まれております。これらを分野別に整理し、いわゆるまち歩きからトレッキングコースまで、多様で魅力あるコースづくりを行っていきたくと考えております。

ご質問のコースは、全長が7km程度になるうかと思われまますが、ただいま申し上げたコースの一つとして検討してまいります。

次に、3問目の島津義弘公400年祭に向けての1点目のご質問にお答えいたします。

ご質問のトイレ・駐車場につきましては、基本的には、神社の管理施設であり、直接的な整備は難しいところがあります。

隈姫神社のトイレにつきましては、毎月、上木田自治会の老人会と子ども会によって清掃が行われているところです。また、対象が異なりますが、蒲生八幡神社では、最近、境内西側に参拝客専用のトイレを設置されております。駐車場や公共トイレにつきましては、地域の意向などを踏まえ、今後検討してまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

稻荷神社は、島津義弘の居館跡一角にあり、西側にある花園寺跡の発掘調査では、江戸時代初期の貴重な庭園遺構が発見されております。今年度は、これらの義弘公ゆかりの歴史遺産を活用すべく、花園寺跡庭園整備計画をまとめることにしておりますので、この中で検討していきたくと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

市指定史跡である加治木島津屋形跡の屋形図につきましては、現在加治木護国神社入り口に説明看板を設置しており、駐車場の案内板には、トイレの位置も案内しているところであります。

○教育長（小倉寛恒君） 4問目の加治木図書館の移転と郷土資料館の拡充についての1点目から4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

加治木図書館は、かつて郷土館として使われておりましたが、昭和47年10月に現在の加治木郷土館が篤志家により寄贈されたことから、郷土館跡を図書館として活用しているものです。

現在の図書館は、歴史的な風情のある雰囲気の中で、地域に密着した教育施設として、学習や調査

研究及び文化の向上に役立っております。また、建物自体は、平成14年に登録有形文化財になっております。これらのことから、加治木図書館の移転については、現在のところ考えておりません。

なお、開館時間の延長につきましては、現在でも毎月23日は、午後5時から午後7時までの2時間の開館延長を実施しておりますが、これまでの利用状況を考慮すると、当面この利用形態を維持していきたいと考えます。

また、郷土館は、収蔵施設に課題があると考えますが、年間2,500人程度の利用状況でもあることから、現段階での移設や拡充は考えておりません。

以上で答弁を終わります。

○27番（吉村賢一君） 先ほど答弁をいただきましたが、まず順に質問をさせていただきたいと思っております。

空洞調査の件ですが、これは、何か所の調査をやられて、その結果としてその護岸の中身、状況というのは、どの程度を掌握なさったのかという質問をさせていただきます。

これは、なぜかといいますと、これを一部移設という話がありますが、その内部的な構造がわかって移設をされるつもりかと思っておりますので、当然内部構造もわかっておられるんじゃないかと思っております。まずそれについて質問いたします。

○加治木総合支所長（木上健二君） 空洞調査につきまして、お答えします。

調査の内容につきましては、これは、地下レーダー探査の調査としております。

調査方法につきましては、地表に3m程度までに存在する空洞等を探査する手法としまして、掘削を行わない調査手法を行っております。いわゆる地下レーダー探査だということでございます。

この調査につきましては、国道からいち松の間につきまして、往復また横断そういうのを含まれて、距離にしまして約547mの検査をしております。

これにつきましては、内容、中身としましては、大きな緩みによる空洞というのはないということで、全体的に工事にかかる堤防への影響というのはないということで結果をいただいております。

以上でございます。

○27番（吉村賢一君） わかりました。続きまして、文化財保護審議会としての統一見解を求めたものではないと、個人的な意見を聞いたということなんですが、回答としましては、指定文化財として保存すべきという意見はなかったと。じゃあほかにどういった意見があったんでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 今回の文化財保護審議会は、5月17日に開催されました。これは、昨年、諮問しておりました始良市の指定文化財、それを答申を受ける、そういう審議会であったわけでございます。

そのほかに、今回の網掛川の護岸石積みについても、それぞれ各委員に意見を聞いたというところでもございまして、いろんな意見がなされる中で、結論的には開発行為がなされるのであれば、そういった確認調査というのにも必要になってくるだろうということでございます。

その上での価値判断ということが、意見としては多かったということでございまして、文化財保護審議会としては、何が何でもこの指定文化財にしなきゃならないという意見はなかったということで

ございます。

○27番（吉村賢一君） おおむね、今教育委員長が言われたようなことかとは思いますが、ただ確認調査をした結果、あとどういうふうにするかと。

私が、ここで問うているのは、指定文化財云々だけの話じゃなくて、歴史財産としてこれをどう取り扱うかということに対して、文化財保護審議会の方は、どういう意見を述べられたかということで、少しその辺のところを重点的にお願いしたいと思います。

○教育長（小倉寛恒君） 文化財保護審議会の全体としての統一した意見ということではないわけですが、委員それぞれの専門分野がございまして、民俗学の専門家、あるいは郷土史、あるいは考古学、それぞれの立場によって違うわけですが、考古学の方々においては、もう基本的に記録してメモをするというのは、その手法であります。

民俗学とか郷土史家の方々においては、そういったものは、できるだけ保存したほうが良いと、そういったご意見はあったということでございまして、いろいろこの文化財の取り扱いについては、意見は分かれていたということでございます。

○27番（吉村賢一君） わかりました。いろいろとそういうことで、大事に取り扱うようにというふうなお話があったかと思いますが、それと、この下水道整備計画といったことも、下浜の自治会長から要望があったわけですが、あそこは、以前から水の流れが悪いと。そうした場合に、その側溝をポンプアップはしないということですから、側溝を整備すると。側溝は、いわゆるかさ上げをしていくのか。あるいはどういった形で水の流れを促進させるようにするのか。

なぜ私、こういった質問をするかということ、始良地区のほうでも、そういった事例がありまして、側溝の下を上げて行って傾斜をとってこうとした。ところが、やはり実際は大して流れないというふうなことを聞いていたものですから、このケースの場合は、どういうふうな工事手法を考えておられるのだろうかという質問です。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 今回の浜通り線のほうの側溝の改修工事でございますが、高さ的には、ほぼ現道の高さと変わることはございません。それは、もうどうしても住宅が密集しておりますので、その住宅地——宅地との取り合いの関係もございまして、ほぼ同じ高さになるかと思っております。

あと、今議員が申されたように、側溝の勾配が緩いと水の流れが悪いというのがございまして、これから設計の中でその勾配が緩やかであるようであれば、今、可変型側溝というのがございまして、側溝の天端と底版の勾配を変えることができる側溝もございまして、そういうのを利用すれば、勾配のほうは変えられていくように思います。

しかし、今の側溝に家庭排水等も流れております。その関係で、その側溝の勾配を変えられないということも出てくるとは思っております。

○27番（吉村賢一君） 側溝の対処の仕方については、わかりました。

それでちょっと先ほどの話に戻るかもしれませんが、2点目の質問の中のお答えの中に、「市民の

ご意見については、地元説明会をはじめいろんな機会に多くの意見をいただいております」ということでございますが、積極的に地元の下浜自治会に対しては説明をしたと。ところが、いわゆる始良市の財産として見ておられる、歴史を尊重される方の意見を直接持とうという積極的な意見聴取、あるいは公聴会的なことは、具体的に考えていらっしゃいますか。

○総務部長（屋所克郎君） この件につきましては、平成25年度の予算編成をした立場から、また総合的な立場から若干説明をさせていただきまして、あとは加治木総合支所長にお願いしたいと思っております。

まず、さきの質問の中で、自治会長の言われた発言の内容を、若干私はもう一回、自治会長に確認をしてみました。その中で自治会長は、「自治会としては、あの場所ではなく、あの石堤は、以前からすると90%以上はコンクリートの堤防になっており、一部が残っています。これは、昔の人たちが一部どこかに残してほしいという声があったと推察されますということで自治会は言っておられます。この構造物をどこかに移して、後世に伝えるという方法があるのではないかという結論に達しました。自治会では、早期の着工、完成を望んでいます」。ちょっと中略しますが、「現地保存を望む方々と、歴史的な背景についてよく協議され、実施してほしいと思っております。さらに望むのは、このことで計画が頓挫しないようお願いしたいと思っております」。

と、この会長の発言は、今回の問題がよい方向におさまるよう提案されたもので、石堤のある区間については、安全に通行しやすいように整備してほしいという意見でございました。これは自治会長と確認済みであります。

○加治木総合支所長（木上健二君） 意見を聞くということにつきまして、考え方を申し上げます。

これにつきましては、この事業計画が、当初予算でも説明を申し上げますが、一番影響を与えるのは、地元の住民、飲食店業界の方々でございまして、これを主な対象として説明会を実施したということでございます。一応そういうことから、今後も一堂に会した聞き取り説明会というのは、いたしません。

ただ、ここに今までもいろいろ意見をいただいております。この堤を残してほしいとか、早く工事をしてほしいとか、そういうのは、いつでも窓口を広げて承りたいというふうに思っていますので、第1回の回答でも書いていますけれども、ご意見を今後とも必要に応じて伺ってまいりたいというふうに思っています。

○27番（吉村賢一君） 今、市の市民とか、そこで地元の方、それから地元の方でも、非常に不愉快ということまでいくのか、いかないのか、わかりませんが、自治会で回覧として回ってきて、前の人もサインしていると。だから、サインしなきゃちょっとまずいのかな。極端に言うと村八分になるのかなということで署名なされた方もいらっしゃって、逆にそういった方は、残すほうの署名が、後に回ったときに署名されたとも聞いております。

そういった意味で、まちを二分する形での、こういった事業を拙速に進めるということは、いかなものかということで、私としては、やはりこの6月17日の市の広報に出ていますね。いわゆる市民の安全ていうんですか、歩行者の安全というのを第一にしなきゃいかんと。そこを非常に強調されているというか、現実にはそういった心配があるということだと思っております。

聞いた範囲では、あるいは警察署から聞いた範囲では、そういった事故も起こってはいないんです

が、やはり気になさる方がいらっしゃるとすれば、自歩道分離——自動車と歩行者を分離していけば、それはかなり解決していくんじゃないかと。

それと、保存を訴える方もいらっしゃるとしたら、そういった方々のご意見もきっちり取り入れられるんじゃないかという折衷案を提案してみまして、実は市長のほうに、先ほど下手な漫画絵をお渡ししました。それと同時に、この護岸をつくられた西吉原市佐衛門さんの、なくなってしまってお墓だけなんですけど、そのお墓の写真をお届けさせていただきました。

ここも、競走馬に例えれば、一生懸命河川の護岸を守ってきた護岸の歴史があるわけですけど、その護岸の先ほどの総務部長のお話をお借りすると、90%はもうなくなっているんだよと。ほんのわずかだよと。わずかの10%ぐらいが余生を送っている状態です。

その競走馬も余生を送るのに、例えば北海道の牧場に行って、ゆっくり余生を過ごしているわけですけど、ここもそれにまたむち打って壊すということではなくて、ゆったりと余生を送らせて、それと、そういった先人の苦勞を、例えば郷土学習とか、そういった中で生かすような形でやっていくべきじゃないかと思います。

それと、やはりこういう海岸についてのこういう石積みの護岸というのは、鹿児島県は鹿児島港をはじめたくさんあります。ところが、河川の護岸においてこういった石積みが残っているところは、ここしかございません。そういった意味でも、それからこの先ほど言いましたように、石工のこの名前までわかってきたと。それから日木山の方にも最近話をする機会が数多くありまして、いわゆるまだそのとき石材を積み出す加勢をしたという方も——加勢をしたというか、それはもう後の代の話なんですけど、加勢したことをおじいちゃんから聞いた、おやじさんから聞いたとか、そういった話も聞いております。

ですから、この近場の方が、加治木の方が、汗水を垂らしてつくったこの手づくりの護岸、それがやっぱりそういう地元の自治会の方に立って考えると、交通安全の邪魔になるということであれば、今、私が申し上げたような自歩道分離という形でやっていけないだろうか。その件に関して質問をいたします。

○総務部長（屋所克郎君） 今、議員のほうでるるいろんなことを言われましたが、これは、平成25年度の予算につきましては、言うまでもなく議会の議決をいただいた予算であります。このことは、大変大きな意義がある重いものであるというふうに私は思っております。

答弁にもありましたように、網掛通り線の整備につきましては、民地側、東側に歩道を設置することということで、説明をして、議会の議決をいただいておりますので、議会の議決を第一に考えるべきではないだろうかというふうに私は思います。

このことについて議論すること自体が、どうなのかなということ、私は考えているところでございます。

○27番（吉村賢一君） 先ほどの同僚議員の質問の中で、体育館の集成材の話がございました。つまり鉄骨から集成材へ変わりましたと。そちらのほうがいいんだということ、当然変わったんだと思うんです。議会の議決は経っていません。しかし、それはそれとして、こういうオープンな場で話された分、逆に修正がしやすいんじゃないかと思っております。

やはり改めることは改め、あるいは両方ともちょっと折り合いがつくような形というふうな考える

必要があるんじゃないかと。というのは、実際に言って、まちを二分しているような状況がございます。あまり好ましい状態じゃないです。現実に総務委員会のほうで1,500名弱ですか、署名をいただいているような状況でございますので、これはしっかり考え直す時間があったら、そのように望みたいと思います。

時間の都合もございますので、次へ行きたいと思います。

2問目の質問のほうで、龍門司坂の下に駐車場ができました。トイレがないと。そしたら金山橋のほうにつくりますということでした。あの金山橋は、多分できて今年度末だとは思いますが、現実に近所の方から言われているんですよ。

先ほども言いましたように、上へ登って——まだ夏は暑いからいいかもしれないんですけど、寒い思いをして上へ行っても、トイレがない。下へ来てもトイレがない。昔は、女性の方もこう言っちゃ失礼ですが、立ちしょんで済んでいたんですが、今時はそういうのはやりませんので、どうしてもすぐすぐは当然できませんけど、そうしたら、やはり案内表示を速やかに、こちらのほうへ行けばありますよといったのが欲しいですよ。

ついでと言っちゃいけませんけど、滝温泉の上のトイレ、これは、スロープ云々の話があります。二つ続けてもう話をしてしまいますけど、つまりこちらのほうが一番近いトイレになるんですが、ここに行った場合、体の不自由な方というのは、この44段の階段を登っていかなきゃいけないんですよ。そしたら、そこにスロープがあったって意味がないわけですよ。

それは、もう昔の時代の話ですから、それ云々じゃなくて、そこへうまくつないでいくようなふうにつくろうと思ったら、この第3駐車場から持っていくちょうどスロープがあるんですよ。で、それを持っていけばいいし、それとそこからせっかく高井田用水、立派な散歩道ができました。それ等もわずか12段の階段なんです。狭いスペースかもしれないんですけど、そこはつないでいて周遊できるように、できたらせっかくのものが生きてきますね。途中でぷちぷち切れるんじゃなくて、そういうふうな周遊的なコース、トイレにしても、本当にじゃあ高井田用水をずっと歩いてきても、すぐおりに利用できるという形を考えていただけないかどうかということです。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） 先ほど市長のほうからご答弁があったとおりでございます。まずこの龍門司坂につきましては、駐車場を整備したところでございますけれども、ここでのトイレにつきましては、近くのトイレ、つまり議員仰せのとおり滝見台のトイレを想定しております。

温泉のほうからの場合、44段ということなんですが、温泉は使えないというようなことが言われましたけれども、温泉の入り口にトイレ利用だけでも、どうぞ歓迎しますというような看板も出してございまして、まずはその温泉のほうのトイレも借用できるというふう考えております。

一体的な——全体的なその開発というか、そういったようなご提案ですけれども、龍門滝は、始良市でも観光地として推しております、ですから部分的な改良というよりも、全体的な視点でそれを検討していくということは、大切なことだというふうに認識いたしております。

以上です。

○27番（吉村賢一君） 温泉の前の私、看板があったとしたら、見落としで申しわけなかったんですが、現実には、先ほど言ったような高井田用水から入っていくのが、ある意味、龍門司坂の駐車場から行く場合にちょうどこう眺めながら行けるし、楽に行けるでしょうから、そこへおりのスロープは

何とか早目に整備してほしいという希望をします。

それから次は4点目の質問で、いろんな意味でこの高岡公園から龍門司坂というのがあります。それで実は、このさえずりの森から高岡公園、このコースが今、林道開発かなんかでコンクリート舗装された道がございます。これが、実はもう崩れていますね。斜面ののり面の吹きつけは全くやられていない。あれがすごくいいんですよ。取り入れ口まで見えるんですよ。発電所の水の取り入れ口が見えます。

結構、トリムコースというんですか、あれは急なんですけど、あの道をつたえば比較的楽に行ける。そういったことがあるので、それは何とかあの道をうまくせっかくつくっていますから、斜面、のり面対策をしてうまく生かしてもらいたい。

それから、高岡公園から隈姫神社へおりの道ですね。これは今のところは物騒な状態です。あそこからストレートにおりると、うまくコースができるんじゃないかと思いますが、それについて計画検討のほうは、いかがでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） 林道につきましては、所管のほうでお答えになると思いますけれども、このトリムコースは、平成2年に多目的保安林整備事業によって整備された、さえずりの森健康トリムコースということで、トリム機器につきましては若干老朽化がしているようで、これらも先ほど市長が答弁なさったとおり、全体のコースづくりの中で検討していくべきコースかなというふうに考えておりますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○農林水産部長（安藤政司君） 今、吉村議員のほうからご指摘のありました遊歩道等の整備でございますが、さえずりの森も24年度で一部リニューアルいたしまして、利用者の方に喜んでいただいているところでありますが、今後、つり橋を渡って高岡公園のほうに向かう、今、議員ご指摘の道路もしくは別なルート、そういうものについては、さえずりの森周辺の整備ということで、今後、検討していきたいと考えております。

○27番（吉村賢一君） 次、じゃあ3点目。島津義弘公400年祭に向けての関係なんですが。

今現在、精矛神社のトイレ——いわゆるこれは借りてるようなトイレですから、ぼつんとよくある仮設トイレの状況で、とても入れる状況じゃなかったんですが、そこにあいびゅー号の方がいらっしゃって、トイレはどこだっていうんで、事務所のほうを案内した次第なんです。ちょっと恥ずかしくて、あそこのグラウンドゴルフをやる広場があるんですけど、その奥に仮設トイレがあります。でも、ちょっとこれはかえってお客さんからひんしゅくを買って、ちょっとあそこはどうしようもないということで悪評判が立っちゃいかんという感じもありました。

それと、確かに神社の管理施設ということでありましようけど、何らかの形での400年祭に向けて、環境整備していかないと、前もっての評判が逆に悪くなってしまうんじゃないかなという気がします。

ですから、正面切ってはなかなか難しいんでしょうけど、何らかの形での手助けっていうか、現実には事務局の人とも話しているんですが、なかなか向こうも営利事業やってるわけじゃないからなかなか予算がないんだということで、四苦八苦してるような模様もあったり、草刈りにしても相当苦労してるっていう状況があります。

ですから、大きなイベントをやはり控えているわけですから、あの手この手で方策をご健闘してい

ただきたいと思っているところですが、いかがでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

まず、基本的に公共トイレと申しますか、この設置基準というようなものというものは、明文化されたものは始良市においてはございません。ただ、観光地において、それに全ての施設にトイレを整備するということは考えておりません。で、またその必要もないと考えております。

現時点におきましては、まち歩き等の基準といたしております、おおむね半径1km程度に1か所の公共トイレがあればよろしいのではないかとこのように考えているところでございます。

ご指摘の精矛神社でございますけれども、私も行って見てまいりました。議員ご指摘のとおり、いわゆる工事現場と言いますか、そういったところに臨時に設置するようなトイレの形態ということでございまして、神社ですので、行政が直接的に直行でトイレを設置するということは大変難しいということですので、知恵を絞らなければならないわけなんです、ご指摘のとおり、400年祭というような事業の中で検討していくということは大切なことだろうと思っているところでございます。

以上です。

○27番（吉村賢一君） これ、まとめてお話しればよかったんですが、隈姫神社は先ほど言われましたように、確かに朝9時に私行ったときには、子ども会の方、子どもたちが掃除をしてました。

ただし、トイレの扉は外れております。ですから、これも神社ということで難しいのかもしれませんが、これはどうすればいいのか。先ほど言われたように、企画次長なり、いろいろ知恵をなんか絞って、やはりゆかりの地、何とかできないかと。

鍋倉の稲荷神社については、何らかそういう管理維持の関係で解決策が見えそうなのでよろしいのかという感じはします。

それから、護国神社の駐車場、これにつきましては加治木図書館、それで屋形図っているのは私の表現がまずくて、ちょっとあれだったんですが、屋形の絵、家の形なんかある程度わかってれば、そういったのも入れていけばどうか。もちろん地図はあるんですけど。そういう意味合いもございまして、もしわかれば、そういったのも入れていったほうが時間というか、こんな屋敷だったんだっていうのはわいていいのかなという感じはします。

それから、あとトイレの位置っていうのは、護国神社において、そのトイレの一っていうのは出しておりますか。ちょっとその辺、私も確認できてなかったんですが、もしなければそういったのも、じゃあ図書館にありますといった掲示があったほうがいいのかと思います。

私なんか「歩こう会」っていうのを主催したりすると、やはりご婦人方、結構トイレの場所を気になさる方がいて、途中人の民家を借りたりすることもあるんで、だんだん、いろんなフットパスとか、あるいはこういうウォーキングのコースとか考えていく場合は、そういったのが要所にあるような形を、あるいは公にわかるような形で設置していただきたいと思います。

そういったことで、続きまして、加治木図書館の移転と郷土資料館の拡充についてお伺いしますが、図書館については、現在——これは郷土館も当然同じ条件なんです、駐車場と別になっておりますんで、道路をまたいでいくと子どもをつれて絵本を借りに行ったりする主婦の方もいらっしゃるんで、できたら隣接した状況がいいと。それと併せて考えていく場合、郷土館のやはり収納スペースというのは、非常に限定されております。

先ほども言いましたように、なかなか篤志家が寄附しようとしても場所がないんでということでお断りするような——もちろん丁重にお断りしてるんですけど、お断りしてるような状況があるということ聞いておりますし、何とかそれを、現在の図書館を収納庫的に使うとか、あるいはスペースを考えていくとか。

それで、図書館が椋鳩十記念館の、実は隣に2軒今空き家があります。空き家がありますんで、その2軒を見てる場合、見てるとスペース的にざっと見て150坪か、あるいはそれ以上かそれ以下か、ちょっと定かじゃないんですけど、かなりのスペースがあるとしたら、駐車場に隣接して、それ図書館のスペースとして捉えらる。

それと、駐車場もそんないつものしょっちゅうあそこは満杯になるところじゃないし、椋鳩十記念館と隣接する、同じ敷地にあることで一体効果が出ていくんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長（小野 実君） お答えをいたします。

確かに言われるとおり、駐車場の関係につきましては、図書館につきましては、前の道路をまたいで信号機のある横断歩道を渡ることになると思います。これ、加治木の幼稚園も同じような形になっております。

また、答弁にもありますように、加治木図書館は平成14年に登録有形文化財になっておりますので、その関係でなかなかこのものについては取り扱いが難しい面もございますし、同時に図書館の利用度が今の現在の利用度でいきますと、相当数大体一日当たり80名程度でございますので、その中で考えた場合は、今の場所がいいと思っております。

また、郷土館につきましては、確かに言われるように資料等を今の郷土館の中に全て保管できませんので、椋鳩十館の若干そこを利用させていただいておりますけれども。この郷土館についても、年間2,500人程度の利用度ということございますので、それを踏まえて、今のところ移転については検討しておりません。

○27番（吉村賢一君） ちょっと走りましたが、めずらしく時間があまりまして、まだまだ不慣れで申しわけないんですが、少し石のほうで、私のほうでせっかくまとめてきたのがありますので。

先ほども総務部長から丁寧な説明いただいたんですが、よく鹿児島の方ちゅうのはお墓によくおまいりするんです。花が絶えないという県民性がございます。つまり、いにしえの人を大事にしてるということだと思わんですが、網掛川の網掛橋両岸には、ご存じのように200mほど、両サイド同じ石工の西吉原市佐衛門さんが監督してつくられたという護岸があったわけです。それが、先ほども言われましたように90%はなくなってるんじゃないかというようなお話でございます。

個性あるまちづくりちゅうのは、いわゆるあるものを生かして、それをうまくまちの活性化につなげてるんじゃないかと。それが、今のはやりというか、あるいは金のない市町村が知恵を出しても金がないから、じゃあ、あるものを使えっていうんでやっていくんじゃないかと思わすし、そういう豊かな歴史文化、都市計画マスタープランでも先ほども言いましたように、もう読み返していただければ、歴史文化の言葉つつうのは4つの大項目の中で2つの中に触れられてるわけです。

やはり、それだけの厚みのあるこの郷土で、いろんな意味での歴史遺産を使って、まちおこしをしていかないと、特に、例えば加治木あたりというのは、もう始良市で言うと、地理的に中心じゃない

わけです。そしたらどうするかっていうと、そういう昔取った杵柄じゃないんですけど、そういったものはやはり大事にして、特色がある、ちょっと中心から若干離れてるけど、それでもおもしろい町だなと。あるいはすばらしい歴史を持つてる町なんだというふうな評価がされていくんじゃないかと思えます。

それと、熊本県については、石の構造物、建造物というものに対して非常に大事に扱っています。全部と言っていいほど構造物があると、看板がある。看板があると、それ、いつ誰がつくったっていうのがほとんど明記してあります。そのぐらい、やはり鹿児島はお墓は大事にするけど、お墓も石なんですけど。石なんです。同じ石でも、そういう構造物のほうはあまり大事にしないっていうのはいかがなものかという感じがします。

それと、やっぱり地元の方々にとっては、ありふれた風景であり、邪魔者ではありますけど、例えば邪魔者って言いますと、ある意味、桜島も邪魔者です。灰が降ってたまらんです。でも、皆さん我慢して住んでる。でも、今度は県外から来られる方は、それがすばらしいものに見えるわけです。ですから、あそこも邪魔者かもしれないけど、やはり市外から来た人にそういった歴史を語って伝えていくと、すばらしいものに見えるんじゃないかと。

そういったことで、もう一つ言わしていただくと、伝統行事でおととい、くも合戦がありました。ひげの川原部長が——ひげがないもんで、ひげのって言えないんですけど、一生懸命頑張ったりして伝統を守っているわけです。そういった意味で、こういう後継者を心配しながら、陰ながら苦労されてる。企画部長、あるいは同僚議員の中でもそういったふうに伝統行事を、太鼓踊りも含めて頑張っておられる。そういったものに負けないように、こういう伝統文化を守る、都市計画マスタープランを尊重する形で、この町おこしをしていただきたい。

職員の方々、それと議員含めて町政、市政全般、そういった方向に都市計画マスタープランの理念に沿って進んでいくようお願いして、質問を終わります。

○議長（玉利道満君） これで、吉村賢一議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度といたします。

（午後2時10分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時19分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

14番、河東律子議員の発言を許します。

○14番（河東律子君） 登壇

本日最後になりましたが、一般質問をさせていただく河東です。暑い中、最後まで傍聴にいらしてくださった皆さん、ほんとにありがとうございます。よろしく願いいたします。

少子高齢社会をどう生き抜いていくか。これが、今の社会の大きな課題の一つだと思っています。子どもを取り巻く環境が著しく変化しました。将来を支える子どもの出生率もなかなか回復しません。

一方、長寿社会の到来で90歳を超えても元気なお年寄りもたくさんいらっしゃいます。将来を生き

抜く自立した子どもの育成、高齢になっても地域の中で支え合い、ここで生きていてよかったという生涯を送れる地域づくりが今問われていると思います。

県内初の子育て基本条例がつくられ、学校や家庭、地域や事業所、行政の取り組みが明文化されたことは大きな意義があると考えております。そのような視点から、本日は質問いたしたいと思います。また、子育て基本条例や認知症等については、同僚議員、今回の質問もされておりますので、なるだけ重複しないような形で質問をいたしたいと思います。

まず、教育問題です。

1 番目。体罰について。教職員による体罰が問題化しています。鹿児島県では、2012年度に起きた体罰が82件あったと発表されております。11年度は13件、12年度は一次報告21件を大きく上回っております。まず、始良市での11年度、12年度の体罰の実態がどのようになっているのかお伺いします。

また、体罰というのはなんだろうか、体罰をどのように認識しておられるのか。

3 番目。体罰をなくする手だてをどのように考えておられるのかお伺いします。

次に、青少年の健全育成について、子育て基本条例についてをお伺いします。

始良市は、県内初の子育て基本条例をつくりました。家庭、学校、地域社会、事業者及び市の役割と責任を明らかにし、自立する子どもの育成に寄与することを目的としております。

1 番目。子育て基本条例を実のある、実のあるものにするために、家庭、学校等、理念を共有することが大切であると考えております。そのための手立てをどのように取っておられるのか。

2 番目。がんばった児童、生徒を認めることは、青少年の健全育成には大変必要なことだと考えております。スポーツ、文化等で全国大会等へ出場した児童、生徒等を市民へ公表する場を設けたらいいかがでしょうか。

大きな2番目は、認知症対策についてです。

2009年から12年度に国立社会保障・人口問題研究所が行った調査で、65歳以上の高齢者のうち認知症の人が2012年時点で462万人に上ると発表されました。これは、65歳以上の高齢者の15%に当たるといことです。また、予備群が400万人いると推定されております。

質問いたします。

1 番目。本市の介護保険の介護度ごとの認定者が幾らになっておるのか。

2 番目。その中で認知症の方はどれぐらいいらっしゃいますか。

3 番目。介護保険を利用していない認知症の方はどれぐらいいらっしゃいますか。

4 番目。市としての認知症対策と課題を示してください。

次に、介護支援について伺います。

在宅介護している介護者は、さまざまなストレスを抱えていらっしゃると思っています。市としての在宅介護支援の実態と課題を示してください。

以下は、質問席から質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

河東議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目の教育問題についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁致します。

2問目の認知症対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

本市の介護度別認定者は、平成25年4月末日現在で要支援1が778人、要支援2が371人、要介護1が875人、要介護2が446人、要介護3が352人、要介護4が415人、要介護5が374人の合計3,611人であります。

2点目から4点までのご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

先の湯川議員のご質問にもお答えしましたように、要介護認定者3,611人のうち、認知症を有していると判定された方は2,897人であります。また、その中で、介護保険サービスを利用されていない方は485人であります。

現在、認知症の方々への支援策としましては、第5期介護保険事業計画をもとに、ハード、ソフト両面から取り組んでいるところであり、今後、高齢者人口の伸びに比例して、認知症を有している方も増加するものと推測しますので、第6期介護保険事業計画を策定する中で、支援策の充実についても検討してまいります。

次に、3問目の在宅介護支援についてのご質問にお答えいたします。

在宅における高齢者の介護をされている方の悩みなどについては、市包括支援センターの総合相談支援事業の相談内容などにより、心身ともに介護による負担から、多くの悩みやストレスを抱えておられるものと推測しております。

現在、在宅における介護者への支援策として、本市においては、地域における自立した生活への支援として家族介護者への支援の充実に取り組んでおり、特に平成23年度から家族介護者を支援するための事業として、家族介護者交流事業の充実に取り組んでおります。

この事業は、介護者同士の交流、心身に係る負担を緩和するための運動やレクリエーション、介護技術等の講習等について、市内の介護保険事業者等に事業委託をし、事業所の特色を生かした取り組みをしていただいているところであります。

平成24年度は171人が参加され、これまで延べ566人の方に参加していただいておりますが、在宅での介護保険サービスを利用されている方が約2,000人おられますので、今後、多くの方に参加していただくように取り組んでいきたいと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 1問目の教育問題についての1点目の1番目のご質問にお答えいたします。

体罰の実態については、平成23年度は小学校が0件、中学校が1件、24年度は小学校が0件、中学校が5人で計9件となっております。なお、高等学校の実態につきましては、管轄外のため把握しておりません。

2番目と3番目のご質問について、一括してお答えいたします。

体罰とは、教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為のうち、殴る、蹴るなどの身体に対する侵害や、正座や直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなど、肉体的苦痛を与えると判断されたものであります。

その他、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所や時間、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。

体罰は、学校教育法第11条に禁止されている行為であるだけでなく、児童生徒の人権を侵害する行為であるとともに、教育的効果は得にくく、決して許される行為ではないと認識しております。

以上の認識の下、小・中学校管理職研修会等で毎回取り上げ、「体罰は絶対に許されない行為である」、「子どもの心に届く指導を行うこと」など、体罰の厳禁や生徒へのかかわり方について指導を

くり返し進めてきており、各学校においても職員に対して計画的に指導がなされております。

体罰の原因としては、教職員の教科の指導力が十分でなかったり、生徒指導力が至らなかつたりなどすることが考えられます。したがって、体罰を根絶していくためには、教職員への厳罰をもって対処することより、教職員一人ひとりの教科の指導力や学級を経営する力、生徒指導力を高めていくことが必要であると考えております。

市教育委員会としては、昨年度から、学級経営の力量を高める「学級経営研修会」、教科の指導力を高める「指導力向上セミナー」などを実施し、教職員一人ひとりの指導力向上を図る取り組みを行っております。

また、それぞれの学校においても、生徒指導事例研修やスクールカウンセラーを招いての研修会の実施など、生徒指導力の高まる研修を行っているところです。なお、今後も各学校において体罰の事案が生じた場合は細やかな実態把握を行い、厳正に対処するとともに、「体罰を学校から一掃する」という強い使命感を持ち、体罰の根絶に向け、教職員の総合的な指導力の向上及び服務指導の徹底を図ってまいります。

2点目の1番目のご質問についてお答えいたします。

子育て基本条例は、子どもたちの自立を目指して、社会全体が協働で子どもたちを育てようとするものです。この教育理念を学校、家庭、地域、事業所等で共有し、市民総ぐるみによる自立への教育を推進していくために、現在、次のような取り組みを行っております。

森議員へのご質問に答弁しましたように、市主催の研修会での教職員への周知、PTA総会や社会教育の関連する会議、商工会や事業所代表が集まる会議での周知を図り、市報でも市民へ広く周知に努めているところです。

今後、ホームページにおいて条例や本条例のバックボーンとなりました「『始良っ子』子育て審議会」の報告書などを閲覧できる環境を整えていく予定にしております。

2番目のご質問にお答えいたします。

現在、スポーツ、文化等で全国大会等へ出場した児童生徒など市報や新聞等で積極的に取り上げたりするように働きかけているところであり、今後、市報にコーナーを設け、定期的に児童生徒の頑張りの成果を紹介していくことも検討していきたいと考えます。

また、特別な子どもだけでなく、日々の子どもの頑張りを学校、家庭、地域の方々が、見つけ認め励ましていくことで、どの子も自分の可能性を信じ、自己肯定感を形成していくものと考えます。

以上で答弁を終わります。

○14番（河東律子君） それでは、2問目の質問に入りたいと思います。

まず、教育問題のほうからいきたいと思います。

ご答弁の中で、始良市であった体罰について、「23年度は小学校が0件、中学校が1件、24年度は小学校が0件、中学校が5人、計9件となっております」とありますけど、まず、こここのところで、23年度の場合の中学校は1件、それから24年度の方は5人と、件と人というのでわかれておりますけど、これはどのように違っているのかお知らせください。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

これは、一人の教諭が4回行ったというのがあったわけでございます。それからもう一つ、一人の

教諭が2件行ったということで、このようなことになっております。

以上です。

○14番（河東律子君） 一人の方が何回もされたということでございますけれども、これは日にちが違ってなったんでしょうか。その辺は、同じ日に連続でやってこういう結果が出たのか。ちょっとお知らせください。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

全て別な日でございます。

以上です。

○14番（河東律子君） それで大体わかりましたけれども。

この体罰というのは、教育長も言われていますように、教育基本法の中でも厳禁というか、してはいけないということでありまして、また、教育長の見解でも、大変この体罰というのはあってはならないことだという見解を示しておられるわけですが。

体罰にもいろいろありまして、昔は生徒を小突いたり、平手ぼんぼんとするようなのは、よく日常茶飯事で先生たちもやっていた時期——これは昔の話です——あるんですけども、教育長の答弁の中で、体罰を行う教師と言いますか、指導者と言いますか、教育力の不足というようなのがここに書かれているわけです。

それで、いわゆる指導力を上げることによって体罰がなくなっていくんじゃないかという、指導力の強化という研修会等を一生懸命やっていらっしゃるような形なんですけれども、まず、この体罰をした先生、指導者の年齢及び大体経験年数、その辺、ちょっとお知らせくださいますか。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） 大体30代から40代、中堅どころでございます。

○14番（河東律子君） 今のご答弁で、30代から40代、中堅どころということになりますと、このご答弁書を見ますと、まず、体罰の原因としては「教職員の強化の指導力が十分でなかったり、生徒指導力がいたらなかったりなどすることが考えられます」というような答弁書なんです。

そうしますと、30代から40代となると、ある程度の教育経験もありますし、この年代になって指導力不足が出てくるというのはちょっとおかしいんじゃないかと。ですから、私は考えますのにそういった面で指導力、うまくいかない、あるいは昔よくあったんですけども、子どもがなかなか先生がうまく管理できなくて学級が騒がしかったり、よく小学校なんかであったんですけども大声を出したり、体罰したりという、それはもう指導力不足ですよ。自分がうまく管理ができなかったので、つい手を出すことによって子どもを静まらしたというようなことは、昔はよくありました。

私もちょっとやったことは、もう昔——大昔ですので時効です——ありましたけれども、やはり30代、40代の先生方がそういったことがあるということは、体罰についての先生方の認識といったようなものが、体罰というのは絶対だめなんだというようなものの意思の共有と言いますか、学校全体での共有と言いますか、その辺のところはやはり十分まだいってないのかという気がするんです。

だから、今言われました、同じ先生が日にちを変えてというか、場所を変えてというか、何回か体

罰をされた。それは、子どもから申告があったのか、この調査によって先生が申告されたのかどうか分かりませんが、もし何回も、日にち変えてあったとすれば、誰かが目撃してたりとかいうことがあると思うんです。

ですから、体罰というのはいけないということを学校全体で共有しておれば、何回も同じことが、その日に一発やったとか何かってというのはあるかもしれませんが、何日も何回も続くということは、学校全体での何かがあったときの共有とか、勉強会と言いますか、そういったものが十分でないということが考えられるのかと思ったりするんですけど、いかがですか。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

先ほど申し上げました9件のうち、約8割がもう部活動でございます。そして、この4件も部活動中の生徒のたるんだ態度であったり、あるいは大会前に遅刻をしたり、そういった規律を乱すようなことでふるったものでございまして、あと1件は忘れ物をしてげんこつといったようなところでございます。

○14番（河東律子君） ここは大変悩ましくて難しいところなんです。

特に、今言われていますのは、スポーツ活動の中で「ちっとどまたたかんにやいかんたいが」という、そういう意識は指導者にもありますし、親たちの中にもあるんじゃないかということです。ところが、体罰はしたらいかんという法律で決められ、もちろんそういう形で指導している。

よく今テレビ見えますと、日本体育大学、あそこが一番教師として送り出している大学なんです。そこで、基本的に学長を中心に絶対体罰のない指導者として、教師として送り出していくんだという抜本的な改革を今進めようとしていらっしゃるって、いろんな事例、いろんなことに取り組んでいらっしゃるのがテレビでも何回か放送されましたから、皆さんもご存じの方もいるかと思うんです。

やはり、昔から日本の、特にスポーツにおける指導については、叩いたり、厳しくするのがあたり前、そうしないと強くはならんのだと。ちった魂を入れんないかんがというようなもので、ずっと指導してきた経緯があると思うんです。特に、全国大会とか、上のほうにいく学校の指導者は、やはり勝たなければいけないという、そういったプレッシャーの中で成績を上げないといけない。

そうしたことの中で、叩いたらいけません、体罰を与えたらいけません。ですから、国のほうでは、これは体罰です、ここまでは容認されますというような事例を示したと思うんですけれども、そういったので、やはり今までやってきた先生方、指導者の方々が、ほんとに子どもの人格、人権を守るんだという意味から指導していかないと、いや、今やったのは体罰じゃったろかい、じゃなかったろかいというので、なかなかおおらかに指導ができないというか、萎縮してしまわれるとか、そういう傾向は出てこないもんだらうかと私は考えたりするんですけど、その辺いかがお考えですか。

○教育長（小倉寛恒君） 子どもに対して、小中高校生含めてでありますけれども、指導する中で、指導の過程で耐えられないような、そういった苦痛を与えた者には、これは容赦なく体罰と認定して、それはもう厳しく指導しなきゃならないわけでありまして、指導した中で軽くこつとやった程度については、それは指導の中でとどめるべきところですよ。

これは、隠ぺいとか何とかということではなくて、体罰はけしからん行為でありますけれども、全ての教師の指導上の行為を、例えば処分対象とするということは、いわゆる厳罰主義になってしまう。

そうすると、発達段階が一番厳しい中学校の中でよく体罰というのは起こるわけでありまして、小学校でほとんど体罰は起こりませんし、また、高等学校も非常に少ないんです。これはもう、高校に入ると話せば、話をすればわかるわけです。一番、中学校が話してもわからん時代、いわゆる発達段階において疾風怒濤の時代と言われますけれども、親の言うことも聞かないわけですから、なかなか中学校の教師の指導というのはのらない傾向があるわけです。

そういった意味で、そういった発達段階の一番厳しい中学校の段階で、そういった厳罰主義に立つと、生徒指導の前線に立つ者がいなくなってくるという傾向は、それはもう当然あると思います。だから、中学校のあれの原因になってしまうということは当然あるわけで。だからといって、体罰を容認をすることで何でもないんですけど、何が何でも体罰はけしからんということではなくて、その辺の見極めというのは非常に大切なことだというふうに思っております。

決してこれは体罰を容認するわけでも何でもないわけでありまして。「体罰はいけない」と、「そういった指導力を高めなさい」ということを言いつつも、ちょこっとやっただけで、「それではもう、けしからん」ということで大騒ぎするというところまでは、それはやっぱり問題があるというふうに思っております。

○14番（河東律子君） 体罰につきましては、始良市にこのように何件か起こったのは多いのか、少ないのか、それは別といたしまして、やはり、体罰だと認められる、あるいは生徒が非常に委縮してしまうような体罰とか、いろいろあるかと思うんですけども。

学校で何かが起こったときに、それを一つの事例として、先生方が共有していった話し合いをしていく。体罰について、皆で語ってみるといような、そのような体制は取られているのでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

実際そういった事態が起こった場合には、当然学校の起きた問題ですので、全体での職員研修でも行いますし、また、現在では職員のこういった不祥事が、昨年いっぱいございました。そこで、各学校では行内研修の一環として、こういった体罰も含めてロールプレイという手法を取った研修を行っています。

つまり、体罰を行った教師、保護者、そして校長、教頭、この3者でその役を演じて、実際そういった場面、保護者もほんとに自分の子をどう考えてやってるんだというような形で、そういったロールプレイという形で、一つの劇みたいな形でその心情に迫って、自分のやった行為、いかに保護者や児童生徒に痛ましい傷を負わせているのかということ、そういった研修も実際行っております。

以上です。

○14番（河東律子君） 体罰というのは、ひとつの指導の中で行われているわけですけど、子どもたちをきちんとした子どもたちに育てていきたいという、その中でも起こるひとつの指導のあり方ということになるかと思いますが、やはり、子どもを一人の人格として、そして子どもの人権というものを尊重しながら、子どもたちにどう向き合っていくのかという中での体罰としての考え方というのが出てくるのではないかと思います。

これは、いろいろな研修会等も各学校とも行われているようですので、教育委員会にまた期待をいたしたいと思います。

続きまして、子育て基本条例について、質問をいたしたいと思います。

子育て基本条例につきましては、同僚議員がお二人でしたか、子育てとか基本条例を含めて質問をされております。それほど、やはり子どもたちを今どう育てていくのか、どうしていかなければいけないのかという課題が非常に大きい。ですので、こういったことが条例として取り上げて、みんなでやりましょうというものを確立していかないと、子どもたちはやがてどうなっていくのかという懸念があるということだと思います。

私も、一応子育て基本条例について質問をしようと思いました。この立派な本を審議会がありまして、いろいろこういうふうに語って、こういう言葉、背景はこうなんだ、こういうことが具体的にはできると考えられるというようなことが、ほんとに具体的に示されておりまして、これだけつくられるのは大変だったんじゃないかと思っております。また、この委員になられた方々もいろんな多方面から委員をたくさん選んでくださって、中身見ますと、どれも最もだというようなことでございます。

ですので、まずは、前回から何回も出ておりますように、こういう基本条例というのでできていて、学校、家庭、地域、そういった諸々の事業所も含めて、こうなんだと、こういうことをやはり今からしていかなきゃいけないんですと、やりましょうと。あるいは、3者、4者が協働してやりましょうというような理念の共有といったようなものが、これはとても大事になってくるかと思うんですけども。

この、もうほんとに立派な子育て基本条例をどう生かしていったって、ちょっとでも子どもたちが将来自立していったって、また、一人の親として子どもたちを、次の世代の子どもたちを育てていくといったような、そういったような子どもたちに育っていったってほしい、これが私たちの願いなんですけれども。

今、こんなことをしてほしいとか、学校ではこうしてほしいとか、地域ではこうしてほしいとかというようなこと等も書かれておるんですけども、私たちが実際地域の中でいろいろやってみまして、これ、ほんとに非常に難しいことだと幾つか思います。

例えば、私たちは学校離れまして地域でいろいろやるわけですけども、地域で行事をば組みます。この間もやりました、子どもとお年寄りも自治会全体です、いわゆるスポーツの4種目競技も、誰でもできる、室内でできるニュースポーツなんですけれども、来たのはほとんど大人です。子どもは若干名、10名ぐらいは来ましたか。来たんですけども、その来た子どもが、親が、私が係をします。係が自分の子どもをば連れてくる。その子どもが参加してる。その子どもが友達を誘ってくるちゅうことがないんです。バラバラなんです。だから、こういうのがあるから、お友達も誘っていきます。親は自分の子どもは連れてきました。でも一人連れてくるだけだった。

そういったことが自治会の中で起こっております。みんなが、何かあるから誘いあって行こうとかいうようなこと。私もびっくりしたんですけども、子ども会の行事とか、子ども会の連絡とか、どこの自治会も全部そうか知りませんが、メールなんです。連絡が全部メールなんです。

われらのころは、やはり会って語ったり、口で連絡をしたりしてました。あるいは電話であっても語るわけなんですけれども、何々がいつあります、メール。次の人送ってください、メール。誘うということが非常になくなってきたんです。恐らく、そういうことが学校の先生方も含めて感じていらっしゃるんじゃないかと思っておりますけれども。

今、三つの間がなくなるとか言われてて、何だろうと私思ったんですけども、二つしか覚えていません。一つは忘れてしまって、ちょっと今あれしたんですけど。仲間の間、三つの間がなくなりました。それから、時間の間、間なんです。さっき言われたように、子どもが地域にいない。土日にい

ない。塾とかそういったもの——稽古事とか、そういったのに出かけて行って、子どもがいないわけです。

私の自治会では七草をいただきます。子ども会も、子ども会の親たちも誘って、おばさんたちも誘って一緒に利用して、おばさんたちが七草寿司をつくります。子どもたちは出し物をしたりとかするわけなんですけれども。ちょうどことし、予定した日にちにほかの事業が公民館に入ってまして、じゃあ曜日変えよう、前の日が日曜日、あくる日が火曜日なんです。じゃあ、どっちにしよう、日曜にしようかと私たちが問いかけましたら、親が言ったこと。親は日曜でもいいんですけど、子どもがいません。火曜日にしてください。結局、土曜、日曜日には子どもがいないわけなんです。

地域で何か行事をしましょうと思うわけです。企画するんです。ところが、子どもは誘い合うということも知らない。ちょっと、個々バラバラ。そういったところをどこでどういうふうに、やはり地域の人も一体となって子育てもするんだから、そうったのにもみんなで出かけようねとか、そういった語りは一体どこで行われるんだろうかと思うんですけども、教育長はどう思われますか。

○教育長（小倉寛恒君） 先ほど笹井議員のご質問にもお答えしましたが、やはり、日本人の生活の多様化と言いますか、それによって子どもたちは大きく変貌していると。子どもたちの生活の実態が変貌してきているということでございます。

学校に行かないときは、地域で他の近隣の仲間と遊ぶ、そういったものはもう一切なくなって、それぞれの道と言いますか、塾に行ったり、あるいはスポーツジムに通ったりと、そういうことがいわゆる個々バラバラに、やはり今の子どもの実態というのはなってきたという状況でございます。

この子育て条例で何かができるかという、そういうことではないわけでありまして、今の子どもたちの成長、今のままでは到底日本のこれからの時代を担う人材にはなり得ないと思っております。

今朝、新聞に出ておりましたが、政府が、安倍政権では高等学校の教科に公共という科目を設定すると。要するに、今の子どもたちのなかに公共心というのは、かけらもなくなってきているのはあるわけです。やっぱり、自分のためだけしか考えてない。地域社会のため、あるいは人のため、引いては国家のためということは到底考えてないということでありまして、やっぱり公共心をどう育てていくかっていうのは、やっぱり地域社会で、あるいは仲間との遊びの中でやっぱり根ざしていくわけでありまして。そういったことは、やっぱり大事にしていくということは、狭い、始良市という小さい市の——小さくもないかもしれませんが——そのひとつの集団の中でやっていくことは、簡単に結論はでないと思っておりますけども、10年後、20年後には大きく結実していく、そういった日も出てくるであろうと思っております。

そういった、ちょっと気長に待たなきゃいけないと思っておりますけど、そういう意味でやっぱり枠をはめてやるということで、やっぱり緩やかなこういった結びつきというのは大事だというふうに思っております。

○14番（河東律子君） 基本条例の理念とか、みんなで育てましょうといったようなものは、市民全員が共有しなきゃいけないということになるわけなんですけれども、やはり、例えば学校だったら、総会とか、学年PTA、学級PTA、そういったものの中でも語れるわけです。

それと、もう一つは家庭教育学級というのがあります。これはもう、ほんとの家庭教育学級なんで

すから、親たちが家庭教育について学ぶことのできる機会を設けて学習をしていくというのが、家庭教育学級だろうと思うんですけども。

この家庭教育学級なども大いに活用して、そして、こういう基本条例っていうのができたんだっていうことも前面にだしながらやっていくということは非常に大いに大事だと思うんですけども、家庭教育学級は今どのような形で行われているのか、ちょっとお知らせください。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

家庭教育学級につきましては、それぞれの学校でその募集の仕方がさまざまございまして、ある学校であれば、もう全ての1年から6年生まで小学校であれば募集をかけて、希望者を募る。ある学校では、もうPTA会員全員、家庭教育学級委員だというような形で会員を募ってやっておりますけれども、そのテーマとしては、先ほど申し上げられました子育て基本条例、ついこの間も西始良小学校では、この子育て基本条例をテーマにした家庭教育学級が開かれております。

そういった意味で、こういったことをどんどん家庭教育学級の中にも広げていきたいと考えております。具体的な家庭教育学級の中身としましては、お父さん出番ですよとか、ビデオを視聴して子育ての望ましいあり方を勉強したり、あるいは親子で絵を描いたり、あるいは親子で焼き物をつくったりといったような活動をされてるところもあるようでございます。

以上です。

○14番（河東律子君） 今、多様な形で学校で計画されているようなんですけども、この家庭教育学級のどういうことをしようかっていうのは、ある程度の方向性を示されて、そしてまた、その親たちあるいは学校を含めて、担当の先生もいらっしゃるのかと思いますけれども、含めて計画を立てられると思うんですけども、私は。

ことしの事例はまだ出来ていませんでした。ことしの計画は。去年の計画を——全ての幼稚園、中学校までの計画を教育委員会から実際のところいただきました。学校によって差があるのを感じました。

ほんとに子育てというのは、その年代できちっと的を得た指導をしていかなければ、そこを通り越して次のときになってまた逆のことが言えないわけです。言えないって言ったらかわいんですけど、その時々子どもを育てのポイントっていうのをやはり親たちがちゃんと勉強しながら育てていくということが、とても大事だと思うんですけども。

先ほど言いましたように、学校によって非常に差があると。これはもう、ある例ですけども、9回あるうちに開講式と閉講式がありました。これ、去年のですから、ことしどうかわかりません。その中の6回が食品工場の見学に行きました。陶芸教室をしました。アロマ勉強をしました——アロマ教室です。洋画の勉強をしました。お菓子をつくりました。コーヒーの勉強をしました。6回が全部、これは特殊な例です。ここだけでした。この6回、自分たちの趣味だけをしていらっしゃる、いわゆる学級ですね。手引を見させていただきました。その中には、こういった感じを2回ぐらいは入れてください、これ入れてくださいというような手引きがありまして、22ページにわたって、ほんとに詳しく書いてありました。

それをじっくりと見られて、「そうなんだ。家庭教育学級というのはこういうものなんだ」という形で参加する親も、そして担当の先生方も理解されたら、もっと違った学習内容ができてくるんじゃないかと思うんですけども、その辺の計画を立てるときに、あの手引きは十分活用されているんで

しょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

詳しくは私も把握しておりませんが、基本的に、やはりあの手引きにのっとって計画を立ててくださいというような指導はしてございますが、やはり先ほど申し上げましたように、学校によって非常に家庭教育学級希望者を募ったときにたった5人とか4人とか、そういった人数が少ないというような状況から、そのような、ちょっとそれは極端ですけども、何とかたくさん人に来ていただきたいというような思いから、そのような、どちらかというと本来の家庭教育学級のテーマとはちょっとずれるような、趣味的なものに走る面があったのじゃないかと思っております。

今後は、そういったことがないように、きちっとその手引きにのっとった指導をしてまいりたいと考えます。

以上です。

○14番（河東律子君） 6月の28日までに全部集まるんですか。各学校のそういう計画が集まるということをお聞きしておりますので、まだ全部は集まっていないのかと思いますけれども。

ちょっと前に、5月の時点でしたか、教育委員会ともお話をしましたときに、そのような中で、ことしはもうちょっと家庭教育学級とは何ぞやというような形のものを取り入れていただくような話と言いますか、それもしていきたいんだというようなお話は何いしました。

また、去年の計画として、ことしがどのような計画に、ちょっとでも子どもを育てるという形のもので含まれて、そうなんだというようなことで、親たちも子ども育てに関心を持つと言いますか、そういった内容になっておればいいなと思いますけど。またあとで、後ほど見させていただきたいと思えます。

それで、やはり子どもを育てるというのは、そのとしどしで違うわけですので、あるいは幼児期、幼稚園ぐらいのころ、低学年、中学年変わってきますけれども、一番やはり大事なものは、私はまずは幼児期だろうと思うんです。幼児期にどう親が子どもに接して、どのようなしつけも含めてやっていくかということだろうと思うんですけれども。

よそでこういう事例があったんです。何歳児健診というのがあります。0歳児健診、あるいは1歳5か月の何とか健診、3歳健診というのがあります。それには、ほとんど親も全員に連絡するわけですから、なるだけ親は来るわけです。多くの親が。その待ち時間を使って、校長先生上がりとかそういった方々を講師になっていただいて、20分ぐらい、短い時間なんだけれども講師になっていただいて、その3歳児だったり、1歳から3歳までの子育てのポイントとか、大事なこととかっていうのを講話をしていただく、話していただくというのを取り入れていらっしゃる町があったんです。

だから、やはりそういうことも、自分の順番が来るまで親は子どもと遊んでるわけですので、そういった時間と、いろんな、多様な、もうほんとに選ばれた親だけが来るんじゃない、みんな来るわけですから、その辺を利用した、短い時間ずつでいいから、その積み重ねによって親たちの意識も変わってくるんじゃないかと私は思ったりするんですけれども、そういったことについてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） その辺が縦割りで、その辺の横の連携がこれまであまりなかったのかと思っ

ております。

そういう意味で、そういった機会と言いますか、直接乳幼児健診などで悉皆的に集まる、そういった機会を利用して、こちらの意図することを訴えていくということは大切なことだと思います。

今後、どういう方法、どういう機会に可能か、そういったことも検討させていただきたいと思いません。

○14番（河東律子君） 具体的に、やはり動いていくということが大事なのかと思います。

それで、一つだけ伺いたいのは、鹿児島県には「青少年育成の日」というのと「家庭の日」というのが設定されております。私たちが子育てをやるころつくられたんだと思ひまして、私も調べてみました。

そしたら青少年育成の日は、昭和57年につくられておられます。第3土曜日です。家庭の日っていうのはもっと前です。昭和40年に家庭の日というのが設定されて、最初家庭の日があって、この二つ、青少年育成の日とセットにすることによって、地域とか家庭とかがいろんな子どもたちの、いろんな文化活動、スポーツ活動、地域活動、奉仕活動、そういったものも含めて、その日に需要ができるようにと。

ですから、それを推進してつくったのは、青少年育成の日だと、いわゆる昭和57年の時代ですので、それから30年ぐらいですか、たってるわけです。今、時代変わりました、子どもたちはなかなか地域にいない、家庭にいない、土曜、日曜にいないということなんですけども、一つのところだけがそれしようと思ってもできないわけです。

ですから、やはり始良市全体で、例えば青少年育成第3土曜日は、いろんなそういう、なるだけスポーツ少年団等は休むとか——休めるものは、で、地域の行事等をそこに持っていくというようなものはできないもんかと私は思ってるんです。

県の資料を見ました。青少年育成の日と家庭の日を連動させることにより、三者一体による青少年育成を図ることが狙いで、この日を中心に勤労活動、あるいは奉仕活動、創作活動、文化活動、体育活動などを年間行事の中で計画、実践し、親と子、高齢者と青少年、あるいは日本人と外国人、異年齢集団との活動が一斉に展開できるようにしていきたいんだというようなことが書いてございます。

私は、さる学校に行きましたら、職員室の前の黒板にちゃんと書いてあるんです。青少年育成の日、家庭の日、第3土曜と日曜に。学校も書いてはいらっしゃるんです。何かやろうと、そこまで詳しく聞きませんでしたけれども、やはりこれは生きていると。そして30年前も含めて、子どもたちを健全に育成するためにはそういう連携が必要なんだというのが、もう前々から言われてきておりますので、何か、始良市全体で第3土曜日は、そういう公的など言いますか、少年団活動などを含めて休もうと、月1回くらい休もうというような日にはできないだろうか。家庭の日では、なるだけ家族でなんかするというようなことを、みんなが意識して、目標にして、できることなら、月1ぐらいは親子で何かしようとか、月1ぐらいは地域のことを、集めたら人間がちっと集まったというような形にできないもんかと思うんですけど、その辺いかがお考えでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 先ほど笹井議員のご質問にも答弁書でお答えいたしましたのは、基本は中学校のいわゆる範囲、ブロックで子育て基本条例というのは、実践は考えております。

市全体で、いわゆる投網をかけるようなやり方というのは、なかなか実効性が非常に薄いところが

あります。その地域、地域の特徴があります。今、ご指摘の青少年育成の日も家庭の日も、それぞれ地域でやってるところはきちっとやっているわけでございまして、それをそれぞれのブロックごとに今やってること、あるいはやろうとしていることを支援する形で取り組んでいけたらと思います。

第3土日を、そういう形で何かに取り組むということはいいいと思いますし、また、そういった呼びかけをしていくということは可能でありますし、いわゆる具体的に何をやるかということなどについては、そのブロックごとにお任せして、そして取り組んでいただけたらと思っております。

○14番（河東律子君） 基本条例をみんなが共有することによって、少しでも各それぞれのところで行えることができていくというような形を、気長にやはりみんなで共有していきながら、少しずつ子どもたちのかかわり方が変わってくるとか、子どもたちが変わってくるとか、そういったことを期待したいと思います。

次に、あと時間あまりありませんけれども、認知症対策についてお伺いします。

ご答弁をいただきました。この中で、結構介護保険を利用されている方は認知症を患っていらっしゃる方が多いんだと、これは当然そうだろうと思います。

利用していない方が485人おられますけれども、利用していない理由は大体わかりますか。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

この利用されていない方は、まず、住宅改修とか福祉用具の購入ということで、1回限りということ認定を受けられた方、それから病院の入所者で、認定を受けられたあと、症状が安定、固定されるとサービスのほうを受けていただけるような形になるものでは考えております。

○14番（河東律子君） 認知症につきましては、同僚議員が前も言われましたけれども、私は一番今注目したいのは、この国の発表等でも予備軍と言いますか、いわゆるまだ認知症ですというふうにして、いろいろ手当てをば受けなければいけないとかっていう方よりも、それに似たくらい400万人といわれる——国全体ですけども——予備軍の方がいらっしゃる。いわゆる軽度です。

認知症というのは、私は一種の病気、アルツハイマーも病気と言われているんですけども、やはり病気だと思います。病気ですと、やはり予防と初期発見、初期のどうかかわっていくかということが、これはとても大事になってくるわけです。「もう認知症です」と誰の目から見てもなってきた、支援が必要だという人たちには、それはそれなりの手当てをしなさいといけない。しかし、予備軍だと、このまま放置しておけば、5年先には本当の認知症になると言われる方がたくさんいらっしゃるわけです。

ですから、そここのところの初期発見を、どうして生活習慣に気をつけたりとか、いろんなことをしていった症状を進まないようにしていくかというところの手立て、そこはどのようにお考えですか。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

これは、先に厚生労働省が平成25年度から29年度までの認知症の施策推進5か年計画、いわゆるオレンジプランというのを公表しております。これによりますと、今議員ご質問のとおり、早期の診断、早期の対応ということで、これまで病院、施設を中心としてきた認知症のケアの施策を、できる限り、住みなれた地域で暮らしていただけるように在宅中心の認知症施策へシフトするということを目指してお

ります。

そのために、早期の診断、早期の対応、このあたりは医療の分野になると思いますが、具体的には、かかりつけ認知症対応力の向上研修ということでお医者さんの研修、それから認知症サポート員養成研修の受講者数をふやすと。

このあたりを厚生労働省で打ち出しておりますので、我々のところでできる事業等があれば、取り組んでいきたいと言うふうに考えております。

○14番（河東律子君） 今ようやくこういう実態を受けて、厚労省もこれはどうにかしなきゃいけないというような形になってきてるかと思えます。

今言われていますのは、認知症かどうかという、いわゆる医療機関の専門医、あるいはそれに対応する専門職という方々が、まだ非常に少ないんだというようなことも言われてるわけですが、始良市自体でできる認知症を早期発見するための何かの手立てってというようなものはお考えでしょうか。これは、どこかわかりませんが。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 健康増進課の事業としてお答えしますが。

例えば、健康教育とか健康相談、あるいは保健師の活動になりますが、訪問指導とか、そのような事業の中で、例えば自分の家庭の、地域の方でも結構なんですけれども、ちょっと普段と違うとか、そのような相談があった場合には、積極的に相談を受けて、例えば、専門医に行ってくださいとか、あるいは福祉のいろんな制度とか、そういう普及啓発、そういうものについては対応してるということでございます。

○14番（河東律子君） 相談があつたりしたら対応ができる、しているというようなことなんですけれども、やはり相談に行くときには、大分いろんな状況が進んできたりしているときに行くんです。

特に認知症の場合には、本人も認めたくないし、家族も認めたくないという状況もまだあります。絶対人に言うなど、言ってくれるなど、子どもたちが抑えられて近所の人にも言えなかったと。夫婦おつて、どっちかの片割れが、どっちかが認知症になられた場合に、ほんとは地域の人にも知ってもらって一緒にケアのお手伝いをしてほしいんですけど、だけでもそれ、なかなか出せない。

ですから、やはりさっき言われましたように、勉強会みたいなもの、講習会みたいなもの、そういったものを頻繁に開いて、あるいはサロンとか、そういったところも活用しながら、今からは認知症というものを広く理解してもらって、早く早期発見をしていくんだというようなことは大事になるんじゃないかと思えますけど、いかがですか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） なかなか、例えば自分が認知症であるとか、そういう認めたくないというような、非常に人権にかかわるような難しい部分もあるんですけれども。

例えば、健康増進課においては、食生活改善推進員の方とか、あるいは運動普及推進員とか、健康づくり推進員とか、いろんな市が委嘱している方々がたくさんいらっしゃいます。そういう中で、地域のいろんな優れた人材がいらっしゃいますので、その中で認知症とはどういうものかとか、あるいは介護にならないためにはどういうことをしたらいいかというような普及もされていらっしゃいますので、行政と一体となって普及活動に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（河東律子君） 終わります。

○議長（玉利道満君） これで、河東律子議員の一般質問を終わります。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

したがって、本日の会議は、これをもって**散会**とします。

なお、次の会議は、6月19日午前9時から開きます。

(午後3時20分散会)